# 令和５年度（2023 年度）第１回
# 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

日時　令和５年（2023 年）７月 12 日（金）午前 10 時
会場　熊本市教育センター４階　大研修室

熊本市 文化市民局 熊本城総合事務所
熊本城調査研究センター

令和５年度（2023 年度）　第１回　特別史跡熊本城跡保存活用委員会

次　第

日時　令和５年（2023 年）７月 12 日（水）午前 10 時～
会場　熊本市教育センター４階　大研修室

１　開会

２　委嘱状交付（委員紹介）

３　主催者挨拶

４　委員自己紹介

５　事務局紹介

６　委員長選任

７　前回委員会の主な意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料１

８　議題

（1）　協議

熊本城の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料２

（2）　報告

危険木及び桜に関する対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料３

（3）　その他

９　事務連絡

10　閉会

# 特別史跡熊本城跡保存活用委員会運営要綱

制定　平成２１年　４月　１日市長決裁
改正　平成２３年　４月　１日熊本城総合事務所長決裁
平成２３年　６月２１日熊本城総合事務所長決裁
平成２３年　８月１７日市長決裁
平成２４年　３月２１日熊本城総合事務所長決裁
平成２５年１０月　１日熊本城総合事務所長決裁
平成２６年　３月２８日熊本城総合事務所長決裁
平成２７年　３月３０日市長決裁
平成２９年　３月２４日熊本城調査研究センター副所長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、今後の熊本城（旧城域をいう。以下同じ。）の保存と活用のあり方について、文化財保護、魅力づくり及び地域の活性化などの観点から、幅広く総合的に検討するため、特別史跡熊本城跡保存活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の事項について審議を行うものとする。

⑴　熊本城の保存と活用に関する事項

⑵　熊本城及び惣構の魅力づくりと地域の活性化に関する事項

（組織）

第３条 委員会の委員は、市長が委嘱する。

２　委員会は、２０人以内をもって組織する。

（任期）

第４条 委員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

（会議）

第６条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第７条 委員会は、専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、第２条に掲げる事項について専門的かつ詳細な検討を行い、その結果を委員会に報告する。

３　専門部会に、部会長を置く。

（事務局）

第８条 委員会の庶務は、熊本城調査研究センターにおいて処理する。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年６月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年８月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年　４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年　４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年　４月１日から施行する。

# 特別史跡熊本城跡保存活用委員会委員
# （令和５・６年度（2023・2024 年度））

令和５年（2023 年）６月１日現在
（50 音順）

| No. | 任　期<br>（１期２年） | | ふりがな<br>氏　名 | 分　野 | 役　職　等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 新任 | １期目 | いけだ　みき<br>池田　美樹 | 公募 | 劇団きららの代表 |
| 2 | 新任 | １期目 | おがい　まさこ<br>小粥　祐子 | 日本建築史学 | 崇城大学工学部建築学科の准教授 |
| 3 | 再任 | ２期目 | おばた　ひろき<br>小畑　弘己 | 考古学（史跡） | 熊本大学大学院の教授 |
| 4 | 再任 | ３期目 | かわしま　いつお<br>河島　一夫 | 地元地域（城東校区） | 熊本県商店街振興組合連合会の会長 |
| 5 | 再任 | ２期目 | こぼり　としお<br>小堀　俊夫 | 文化振興 | 熊本県文化協会の常務理事 |
| 6 | 再任 | ３期目 | さかもと　ひろし<br>坂本　浩 | 経済界（地域活性化） | 熊本商工会議所の専務理事 |
| 7 | 新任 | １期目 | たなか　なおと<br>田中　尚人 | 土木工学 | 熊本大学大学院先端科学研究部の准教授 |
| 8 | 新任 | １期目 | のだ　たまみ<br>野田　珠実 | 経済界（地域活性化） | 熊本経済同友会の副代表幹事 |
| 9 | 新任 | １期目 | はしもと　かずひこ<br>橋本　和彦 | 地元地域（一新校区） | 一新まちづくりの会の代表理事 |
| 10 | 再任 | ３期目 | はっとり　ひでお<br>服部　英雄 | 文化財・歴史学 | 名古屋城調査研究センターの所長 |
| 11 | 新任 | １期目 | みずかみ　さちこ<br>水上　紗智子 | 植物 | 樹木医 |
| 12 | 再任 | ２期目 | もりさき　まさゆき<br>森崎　正之 | 観光 | 日本旅行業協会熊本県地区委員会の副委員長 |
| 13 | 再任 | ３期目 | やまだ　たかし<br>山田　貴司 | 歴史学 | 福岡大学人文学部の准教授 |

# 令和４年度（2022年度）第３回特別史跡熊本城跡保存活用委員会　主な意見

資料１

■日　時　　令和５年（2023年）３月24日（金）午後２時から午後４時
■場　所　　熊本市教育センター４階大研修室
■出席者　　伊東（龍）委員長、伊東（麗）委員、河島委員、小堀委員、坂本委員、西嶋委員、服部委員、廣瀬委員、
毛利委員、森崎委員、山尾委員、山田委員　計12人（小畑委員は欠席）

**【前回委員会の主な意見】**

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 1 | － | なし | － |

**【報告】**
（1）　熊本城千葉城地区（ＮＨＫ跡地）の復旧事業への活用について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 2 | 西嶋委員 | 令和５年（2023年）３月７日に議会説明があるのでと我々委員にもメールで知らされたわけだが、どういう時間的経緯をたどって、どこでどう決定され３月７日になったのか。 | 発掘調査が夏まで行われたので、令和４年（2022年）９月終わりに一度文化庁と現地において協議を行った。その後、11 月にもう一度文化庁と話し、令和５年（2023年）２月に文化庁と整備と復旧事業のあり方について話をした。結論を決めたのは、令和４年（2022年）12月の段階で市長・副市長と協議を行い、延期を判断した。 |
| 3 | 西嶋委員 | 相当な時間をかけてここまで来た経緯があるので、令和４年（2022年）12月に市長と副市長で決めていたのであれば、この委員会に説明があってしかるべきだったのではないか。 | 今後の公表のあり方などは令和５年（2023年）２月に市長・副市長と協議を行い、議会で公開することを決めたが、それまでの間に時間があったのは事実。我々としては、議会に対してきちんと説明しなければいけない事項だと考えていたので、議会に公表させていただくことを先にしたもの。 |

資料１

**【報告】**

（1） 熊本城千葉城地区（ＮＨＫ跡地）の復旧事業への活用について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 4 | 西嶋委員 | 「特別史跡熊本城跡保存活用計画」が策定されたのは議会ではなくこの委員会であり、議会は承認されたもの。教育市民委員会の議員の方々は、この保存活用計画と「熊本城跡千葉城地区（JT跡地、NHK跡地）保存活用基本構想」がどういう経緯で策定されて、この保存活用委員会がどういう機能を果たしていたかを御存じか。情報を共有して説明すれば常識的な判断が下されるだろうが、そういう情報が相手に無ければ「説明してもらったので仕方ない」だけで終わってしまう。<br>市民との協働・参画を市が掲げているのであれば、民間から出席しているこの委員会に対して、これを作ってきた委員会だから先に説明し、その後、議会に説明すれば何の問題もないとしか思えない。今後、議会が先か委員会が先かという場面においては、それまでどういう経緯でその問題に関与してきたのかをしっかり両方に説明すれば、誰が聞いてもどちらを先に説明しなければならないのか理解を得られると思う。今後善処していただきたい。 | 意見を参考にして、今後、間違いのないように努めてまいりたい。 |
| 5 | 山田委員 | 「まずは復旧事業に活用、説明板設置」とあるが、どういう説明板になるのか。今回の発掘調査を踏まえたものになるのか、それとも発掘調査以前からここには中世城郭があったという話もあると併記する形になるのか。設置時期についても伺いたい。 | まだ文面は検討していないが、復旧事業に使う期間が長くなるので、史跡であるという意味の表示看板は必要なものだと考えている。中世千葉城のことや、発掘調査のことなど、できるだけ情報を公開していきたいと考えているが、未定の段階。設置時期は令和５年度（2023年度）にでもと考えている。 |

資料１

**【報告】**

（1） 熊本城千葉城地区（ＮＨＫ跡地）の復旧事業への活用について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 6 | 伊東(龍)<br>委員長 | NHK 跡地からは早急に整備を要する近世の遺構は見つからなかったわけだが、そこを石材置場にするということ、重量のある物を置くことについて、そこに運び込むときに遺構への影響はないと判断されたのだと思うが、そこのところはどうか。 | 遺跡の深さや土の状態で、どういったところまで復旧事業に利用可能か、水勾配をとるのに少しこちらを落としても大丈夫かなど、そういう確認は現地で文化庁とも確認している。 |
| 7 | 河島委員 | 「② 千葉城地区の整備検討計画検討を復旧期間の後期に延期」とあるが、後期とは具体的にいつ頃のことか。 | 新しい復旧基本計画の各期に合わせて考えると、10年後に宇土櫓、本丸御殿ができる段階が一つあり、20年後に主要区域の復旧が完了して特別見学通路の解体などの段階に移り、更に10年で終わる計画となっている。10年毎に分けた３つの期間の最後の段階をこの検討期間として想定している。ただし、その検討の中にも、例えば合同庁舎跡地などは、さらにその段階から発掘調査を行うなど、足並みがそろうところでもないので、でき上がりに少し差は生じるかもしれないが、「検討期間を復旧期間の後期に」とは、３段階目のところを考えている。 |
| 8 | 河島委員 | そうなれば私たちの次の世代に委ねるということになると思う。この委員会の名前は保存活用委員会となっているが、活用という名の意味をなさないのではないかと思うが、仕方がないと聞いていた。 | － |

資料１

**【報告】**

（1） 熊本城千葉城地区（ＮＨＫ跡地）の復旧事業への活用について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 9 | 西嶋委員 | 委員会としての役割・役目が果たせるのかという話だが、前回の委員会で復旧工事の期間が2052年まで延びたという話があり、なぜ延びたのか、どこがどう見誤ったのか、何が狂ったかの説明は何も聞いていない。結論だけをメールで聞いただけ。今回の千葉城の件も、ほかに石置き場はなかったのか、なぜ急に石置き場が必要になったのか、何がどう変わったからこのようになったのかという説明が何もない。<br>そういう状況の中で、保存活用を議論して公開活用を進めていくことと復旧を同時にやっていくのは、本当にできるのだろうかという感じ。熊本城総合事務所の職員が「職員は復旧で手がいっぱい。首の皮一枚で繋がっているような状況。だから活用のことは勘弁してほしい」ということを吐露された。それが多分実態だろうなと理解している。もし保存活用を積極的に進めるのであれば、その状況を変えないと上手くいかないのではないか。復旧しながら公開も含めて発展していくためには、どういう組織体制であればいいのかということを考えていただく時期に来ているのではないか。<br>私は数年前から、折に触れて、活用担当のセクションを作ってくださいとお願いしてきた。また、熊本城調査研究センターに保存活用ならば、活用の研究はしているのか、活用のことを研究してほしいとお願いしてきた。文化庁が先行してやっている。お手本が文化庁にある。<br>今までは文化庁が認めてくれないとか文化庁が駄目だとか、いつも我々は文化庁が許可してくれないとしか文化庁の言葉を聞いていない。局面は変わっているので、公開も含めて、本当に保存活用が進む体制を作り、委員会で建設的な意見が出せるような状況に早くしていただきたい。 | 文化庁には、文化財を観光に繋げようという動きが確かにある。<br>私どもの組織も４月から少し体制が変わる。今までの体制は、熊本城総合事務所の中に副所長が３人、その横に熊本城調査研究センターの所長がおり、熊本城総合事務所と熊本城調査研究センターを含めて部の組織になっていた。熊本城総合事務所一つの組織の中に、今まで２人の副所長が整備部門を担っていたが、４月からはここを復旧整備課とした。公開活用は恐らく事務職だけでなく、技術職・専門職も関わると思うが、もう一つ公開部門及び管理部門を担う部署が総務管理課となる。復旧整備課、総務管理課及び熊本城調査研究センター、これが３つ並列で熊本城総合事務所という組織に変わることになっている。組織が変わったから公開活用が一気に進むということではないが、組織の体制をしっかりと作り、職員が疲弊しない、仕事を進めやすい、判断の迅速化や円滑化など、そういったものをしっかり考えながら進めていきたいと考えている。<br>文化庁からもいろいろな働きかけが来ている。令和５年（2023年）３月28 日に熊本城の復旧推進会議という、国と県と市が復旧の状況を確認し協議する場を開催するが、ここにも文化庁から幹部が出席する。熊本城総合事務所が属する文化市民局と経済観光局と文化庁の３者で協議を行う場を設けているので、委員御発言のように、復旧過程をたくさんの市民・観光客に見に来ていただけるような取組を頑張っていきたい。 |

資料１

**【報告】**
（1） 熊本城千葉城地区（ＮＨＫ跡地）の復旧事業への活用について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 10 | 西嶋委員 | もう少し上手なコミュニケーションをしていただきたい。市政だよりに公開しているのであれば、今日の資料を用意してほしい。私が聞いたから説明するのではなく、ここにこう決められて掲載されているのであれば、もう少し中身も含めて委員に提示して、冒頭の局長か所長の挨拶で説明される中身ではないか。<br>情報の共有が、後から小出しにされる体験をたくさんしているので、信頼関係がとれるようなコミュニケーション、そこが後になってしまうのは、どうしても復旧で消耗しているとしか思えない。所長の説明もあったので、新年度の取組は一市民として、一経済人として期待したいと思う。 | － |
| 11 | 服部委員 | NHK 跡地を取得するときは石置き場にするから取得するという説明は当然なかったと思う。35 年という期間は、市民にとって人生における相当な年数を占めることになる。本来は史跡として江戸時代の姿を見せようということで取得したものが、これでいいのだろうかとは思うが、誰も入れない石置き場になるという理解でよろしいか。 | 委員御発言のとおり。 |
| 12 | 伊東（龍）<br>委員長 | いろいろな問題が残っているが、今後は新しいメンバーで十分ではなかった部分のあった委員と事務局の間のコミュニケーションを十二分にとり、よりよい方向に進めていただきたい。 | － |

資料１

**【報告】**
（2） 危険木の撤去状況について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 13 | 森崎委員 | 「熊本城みどり保存管理計画」概要版の15ページに発生材の活用についての記載がある。ベンチやしおりなどについて書かれているが、具体的な数があったほうがいい。数百本の木を撤去して、どのくらい作って、どのくらい広まっているのか。危険木を活用するという意味で、どのくらい作って、どのくらい市民に貢献できているのかという点を詳しく書いていただくのはどうか。 | 今回、発生材の活用を紹介した部分は、緑化フェアで実施した事例であり、本格的にはこれからという状況。具体的なことがはっきりしてきたら報告する。 |
| 14 | 廣瀬委員 | 市民が「熊本城みどり保存管理計画」について知りたいときは、どこで入手できるか。<br>概要版はどのくらい印刷し、どこで入手できるのか。中身を拝見したが、親しみやすく、フォントなどもすごく見やすく感じた。 | お問い合わせいただいたときは、印刷物を用意しているので、なるべく御要望にお答えしたい。市のホームページには全ページ掲載しており、著作権の関係で一部写真が公開できないものもあるが、それ以外は全てのデータを気軽に御覧いただけるようにしている。概要版については、地域の方々に配布できるよう準備している。<br>昨日印刷が仕上がったばかりのため、これから熊本城総合事務所及び事務所関連の場所に置くことを考えている。 |
| 15 | 伊東（麗）委員 | 令和５年度（2023 年度）に 153 本全てを撤去するのではなく、徐々に実施するということか。 | なるべく早く撤去していきたいというのはあり、できれば令和５年度（2023年度）に実施したいと考えている。予算面のこともあるため、令和６年度（2024年度）までかかるかもしれない。 |

資料１

**【報告】**
（2） 危険木の撤去状況について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 16 | 伊東（麗）委員 | 一年かけて実施していくという工程をお考えか。 | まだ検討段階で具体的に話せる段階にはないが、サクラを切った後に文化財保護の観点からどうしても補植できない場所があるので、切り株から生えてくる「ひこばえ」を育てていく方法はないか検討を進めている。撤去時期は秋冬の時期でなければ「ひこばえ」を育てていくことが難しいということがあるので、来年度のどの時期にサクラを撤去するのかについては、もう少し検討させていただきたい。 |
| 17 | 伊東（麗）委員 | 今まで危険木を切ってきて、市民からの意見や苦情はなかったか。 | 委員会の中での保存管理計画承認後、２月以降に約60本の撤去を進めてきた。ボリューム的には結構撤去したが、市民からの苦情はなかった。古城堀端公園の中に腐朽が進んでいる非常に危険なサクラがあり、町内会とはこまめに話しをしている。非常に危険ではあるが、これからサクラが咲く時期であり、地域の方々から反対の声が挙がると思うので、安全確保は必要なので周辺に柵を立てさせていただき、「危険なので入らないでください、来年度には安全確保のために撤去します」という内容を連絡先などと共に掲示し、周知していた。それを御覧になられた地域の方から「十数本のサクラをまとめて切ってしまうのは悲しいので、年度を分けて切るわけにはいかないでしょうか」というお話をいただいた。危険木であることの御説明を差し上げたところ、「地域の方々と話し合った上で実施してください」というお返事をいただいた。<br>このことについては町内会に報告させていただき、これからサクラの時期なので、地元でも話し合いを行いながら検討していきましょうということになっている。地域の方からの意見はその１件のみ。 |

資料１

**【報告】**
（2） 危険木の撤去状況について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 18 | 伊東（麗）委員 | 切り株の処理を試験されたという話しを以前聞いたが、その後考え方は進んだか。 | 切り株の処理については、二の丸広場の撤去を実施したところ、大きな切り株が出てきてしまうことがある。切り株を丸ごと掘り上げてしまうのはタブーとなるので、バックホーのアタッチメントを変えて切り株だけを削る方法で処理を行った。全部ではないが、人が通ってつまずく可能性がある場所については、そのような形で実施した。実施後はそこに切り株があったと分からないよう、平坦な状態になるよう実施している。 |
| 19 | 西嶋委員 | 前回の令和４年（2022年）11月の委員会でこの番号を示していただき検討されたが、中身は全く変わらずにこれを実行されたということか。<br>我々に案として示されたものと今回でき上がったものは、中身は全く変わっていないのか。 | 前回お配りし、いろいろな意見をいただいたので、その点は修正している。 |
| 20 | 西嶋委員 | 修正点があるということか。 | 修正点は前回の令和４年（2022年）11月の委員会の際に報告した箇所を修正している。 |
| 21 | 西嶋委員 | 前回伝えているので、もう改めて修正するという報告はしなくていいということか。 | 修正点の説明については、前回委員会でお伝えしたので、今回は割愛した。 |

資料１

**【報告】**
（2） 危険木の撤去状況について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 22 | 西嶋委員 | 市政だより３月号で完成したのを知った。ホームページは２月17日にアップされていて、パブリックコメントは求めていなかった。委員に何の連絡も説明もなく、修正しておきましたと今日初めてこれを見せられた。こういうイベントがありますとか、お知らせしておきますという情報は来るが、これを検討している我々に対して、情報伝達が非常に不足しているというちぐはぐさを感じる。説明したくないのか、粛々とやりたいだけなのかという印象を持たざるを得ない。そういうことは払拭していただきたい。<br>それからもう一つ、今日の資料の中にもあるが、前回の委員会で特に市民とのコミュニケーションの問題も密に、より具体的にやってほしいと委員長に取りまとめていただいた。市民とのコミュニケーションのことは、何回も出てきているわけだが、先ほど口頭の説明でさらっと言われただけ。でき上がったのであれば、まずそういう資料をちゃんとつけるべき。<br>地元に回覧していると言われたが、少なくとも慶徳校区、桜町にはまだ何も来ていない。具体的にどのようにやっているのか、それをきちんと示すべき。そういうところが信頼関係を作ろうと思ってやっているとは受け取れない。<br>それからもう一つ。伐採の件は、結局もう既に切っているのかという話。令和３年（2021年）７月の委員会で、緊急なものに関しては連絡しているわけにはいかないので対応するという話で、この計画策定後に計画に基づいた伐採を始めるという説明だった。しかし、結果的に市が想定していた計画策定が相当ずれた。令和４年度（2022 年度）に100本ぐらい切るおつもりだったが、策定が遅れてしまった。しかしもう切らなければいけないという状況。事前説明のときに聞くと、令和３年（2021年）秋に予算要求しているという。令和３年（2021年）７月に委員会で緊急なものだけやって、計画が確定した後、その管理計画に基づいて伐採していきますということ。矛盾していないか。腹積もりとずれている。<br><br>（次ページへ続く） | 情報や認識の共有がいろいろな分野で不足していたという御指摘だったと肝に銘じ、いろいろな動きがある状況の中、特に今後、活用やデータを展開する中で、しっかりと認識して運用していきたい。 |

資料１

**【報告】**
（2） 危険木の撤去状況について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 22<br>（つづき） | 西嶋委員 | 前倒ししなければいけない部分が出てきていると正直に委員会に説明されるべきではないか。100本切る分のお金を、令和３年（2021年）秋に予算要求している。こういう事実が後で分かると信頼関係がガタガタになる。正直に言えばいい。予定が狂っているが予算を立てていたと。我々は予算主義でやっていると。だからどうしようもないんだと説明すればいい。委員から聞かれて分かるような状況では信頼関係は生まれない。そういうことも今後改善していただきたい。単に組織を変えるのではなく、やり方を改善していただきたい。<br>もう一つ根本的な問題が今回露呈した。検討の途中にも申し上げたが、健全度判定で全体の 40%近くが要注意となっている。これは要注意ではなく不健全木でしょうと申し上げた。これは危険木予備軍だろう。今回、危険木を急いで切らなければいけないということは、それが明らかになったということ。早く切らねばならないということは危険木ではなく緊急木だったということ。判定が甘かったのではないかと言わざるを得ない。緊急木、危険木、健全に近い木、健全木。４判定にしておけば、こういうやりとりをしなくて済んだ。本当にこの判定でいいのか、この表現でいいのか相当疑問があった。あのときにもっと突っ込んで、現場に行ってどれがどれなのか説明してもらい、見せていただく必要があったと後悔している。こういう事実が出てくると、これ自体がおかしかったのではないかとなってくる。健全木、健全に近い木、その次は、要注意ではなくて不健全であろう。要注意判定の木の写真を撮って、こんなに穴が開いているのに要注意なのかとお伝えしていた。計画を作れない、説明もできないということは、先ほど話ししたところに戻ってしまう。保存活用を進めるためには、それらを改めないと健全な議論ができない。<br><br>（次ページへ続く） | － |

資料１

**【報告】**
（2） 危険木の撤去状況について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 22<br>（つづき） | 西嶋委員 | ５年後には見直しがある。４月から新しい緑のセクションができるが、市政だより４月号では、私が知る限りお城は治外法権みたいな表現になっていた。そうではなく、中心市街地においては一番緑の集積があるところが熊本城なので、緑をどう活用していくかということを少し視野に入れながらやらないと。どの場面でも保存活用がなおざりになっているようなことでは。中心市街地の活性化という意味でも。415 ヘクタールの中心市街地の中で、98ヘクタールを旧城域が占めている。熊本市中心市街地活性化基本計画があるわけだが、市街地整備課などと連携して地域資源をしっかり生かしていくということを、新年度からやっていただきたい。 | － |

資料１

【報告】
（2） 危険木の撤去状況について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 23 | 毛利委員 | クスノキについては厚い資料の196ページに、一応記載していただいいる。もう少し触れてもらいたい思いはあったが、今まで説明がなかったものが書かれているので良かったと思う。<br>前回委員会の主な意見として、資料１の27番に書いてある野鳥園のことだが、野鳥園にある樹木も危険木としてかなり伐採される計画として地図に載っている。野鳥園については個別の記載がないという前回委員会における事務局の回答だったが、樹木の本数は150本近くあって、大変重要な樹木がある熊本城域である。「熊本城みどり保存管理計画」は完成しているので追加は難しいかもしれないが、次の何かの資料の時にでも、ぜひ加えていただきたい。日本庭園として細川刑部邸と清爽園が挙げてあるが、清爽園に続くのが野鳥園である。実のある木が百数十本も植えてある市民の憩いの場でもある。苔むした野鳥園の中を散策される方も非常に多く、もう少し重要な役割を担っている場所だと思っている。ぜひ、野鳥園にもっと注目していただきたい。全然触れていないというのは、この樹木管理の中で少しもったいない気がする。前回、意見を言ったときには、「野鳥園については、現在個別の記載はない」ということだったが「そこにある樹木は城域の樹木ということで、保存・管理していくということで考えています」と答えていただいている。今日いただいた厚い資料を見ると、やはり野鳥園の中の木も伐採の番号が振ってあるので、もう少しきちんと説明して欲しかった。 | クスノキについては96 ページ、併せて145 ページに資料という形で掲載しており、歴史的なことも踏まえ藤崎台のクスノキ群について記載している。大枝が折れた際の事項も含め、皆さんに知っていただきたいという思いで掲載している。<br>野鳥園に関しては、前回の委員会で説明したとおり、野鳥園に全く触れていなかったため、今回の資料の195ページの左下に情報としては少ないが、野鳥園を囲み、「昭和 45 年に野鳥園として整備。野鳥の餌となるような樹種をここに植栽した。」と紹介している。この場所には昔こんなものがあったというような歴史的なものを踏まえてお伝えしたいことが多いかと思うので、どのような形で情報提供していくかについては相談させていただきながら、進めていきたい。 |

資料１

**【報告】**
（2） 危険木の撤去状況について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 24 | 山尾委員 | ５年後に見直しするということは非常に重要な話で、保存管理計画の概要版でもそうだが、最後の実施計画のページにそれを書き込んでいただきたい。５年後に見直しをすると。検証だけではなく見直すというのは、今後、非常に重要な項目だと思う。 | － |
| 25 | 小堀委員 | ４章の「１３．希少動植物への配慮」という項目は、確かに非常に重要なことだと思っており、希少動植物に配慮した工事・維持管理が必要なのは言うまでもない。熊本城というより博物館の分野かもしれないが、絶滅危惧種のようなものは維持管理するだけではなく、増やす方向で取り組めないものかと思う。博物館の専門家に協力を仰ぐこととするという記載もあるので、絶滅危惧に分類されているようなものについては守るだけではなく、もう少し増やせないかについて考えることも必要かと思う。<br>撤去した木の発生材の活用については、支援学校の木工の教材として利用するのは非常にいいことだと思う。ごみとなる間伐材などを使ってベンチを作って寄贈するなどの取組をしているところもあるので、学校に教材として提供し、有効に活用を図っていただければいいのではないかと思う。 | － |

資料１

【報告】
（2） 危険木の撤去状況について

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 26 | 西嶋委員 | 今後に向けてという視点も含めてだが、桜町地区では10年以上前から、合計70本ぐらい植えている。手出しして直接植えたものもあれば、市に頼んだものもある。特別史跡内も、その周辺もある。植えてみて分かることがたくさんある。10年経って行ってみると、前の老木とこんなに差が出ているということを気付かせられる。文化的な資源で、都市公園でもあるわけだから、多くの市民の善意が投入されて、いろいろ問題があったかもしれないが緑が増えた時期があって、こんもりとした状況を見て夏目漱石が森の都と言っている。しかし、文化財保護の観点からすると、一部には大きくなり過ぎて問題が生じている。だからこそ、木を植えてきた市民とこの計画を共有していただきたい。「植えっ放しでは駄目、管理していかないとこういう状況になる」と。管理している行政も同じで気付いたときはもう遅い。だから緑に関しては、丁寧に時間を一緒に歩いていくことをしていかないと維持できないということを、植えたい、切ってほしくないという市民に対しても学んでいただかなければならない。そのために自治会長に丸投げではなく、植えた人たちを訪ねて、この計画を説明する必要があるとこれまでずっと言ってきている。苦情がなかったというのを早く卒業して、緑に関してこれからどうしていきましょうかというコミュニケーション・関係性を作っていただきたい。そういう意味でも５年後に、それをもっと拡大する形でこれをどのように見直すかということは、文化資源と緑の資源の活用において相当重要なことだと思う。早くその頭を切り替えていただきたい。 | － |
| 27 | 河島委員 | 以前も申し上げたが、景観面を非常に取り上げていただいてありがたいと思う。常々、景観上必要ない木もあるのではないかと思っている。我が家の庭木においても１、２年に１回程度は剪定するわけだから、樹木の管理もきちんとしていただきたい。景観的に熊本城の手前に森があってもいいのだが、お城が見えないぐらいにならないよう管理していただきたい。 | － |

資料１

【その他】

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 28 | 西嶋委員 | 平成28年熊本地震以降、相当な支援が市民から寄せられて、一番多かった年が 50 億円ぐらいか。昨年９月の資料だと40億円ぐらい。取り崩しもあるが増えることもあるので、今40億円ぐらいか。中身を見ると、復興城主に4,000 万円など出てくる。２年続けて4,000 万円、3,900万円。復興城主に年間4,000万円とは何なのかと思っている。深く聞かないとそれ以上何に使ったのかわからない。<br>保存活用なのだから、保存活用計画が最上位だと思って認識している。昭和57年（1982 年）に作られた保存管理計画を改定してきているわけだから。地震の復旧もそう。それにずっとぶら下がってきているのは間違いない。そうであれば、あれだけのお金をもらっている以上、決算を報告すべき。もうそろそろそれをしないと、時代錯誤と言われる状況に入ってきている。どのように使われているかを、この委員会できちっと押さえ、市民にも共有する場を作る必要がある。新年度の課題として、使途に関しては情報公開していただきたい。使途に関して市民の意見を聞いたことはあるか。ないはず。公開していないから聞きようがない。本来であれば、これだけあるが、いい使い方は何かくらいは尋ねてほしい。苦情を受け付けることで精いっぱいで、その先をやっていない。これだけのお金をいただいたのであれば、もっと生かせるやり方を皆さんと一緒に考えましょうという態度を市が先に示すべき。<br>これがいいと思ってやっているという話だが、長塀や天守閣に 6,000 万円使ったのも、それはいいと思ってやっているのだろう。しかしこの民主主義の時代に、誰にも聞かずに決めて、議会だけ通して情報公開の窓口に行かないとわからないような状態というのは私に言わせれば時代錯誤。もっとオープンにして、もっとここに重点配分とか、これが抜けていないかとか、市民のためにはこれが復旧のために必要だとか。今の状態だと専門家からも意見をもらえない。そういうところをもうちょっと開いていただきたい。 | － |

資料１

**【その他】**

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 29 | 毛利委員 | 古城の保存活用計画がいろいろあるが、まずあの古城がどんな古城だったのかという説明看板をつけるということで、再三打合せをしてきた。３月27日に４枚の説明看板が第一高校の入口の近くに設置されるという連絡が来た。同じく第一高校の東門付近にも説明看板を設置するということで話合いが進んでいた。しかしながら、今日の連絡では第一高校の東側のところは予算が取れないので当面できないということだった。熊本城総合事務所が関わっているならば、その辺の事情を伺いたい。 | （文化財課）<br>説明板については、第一高校正門の所の協議を行っていたので、そちらの設置をまず行い、東側については第一高校の敷地内でもあるので、説明板作成の予算も含め、できるできないは別にして今後詰めていきたい。 |
| 30 | 毛利委員 | 特別史跡熊本城跡の範囲に入っている新町の一番西側、高麗門のところに、堀の跡の水路跡がある。今も少し水が流れている水路の調査が通行止めも行う中、２月から３月にかけて終わった。私たちは結果を何も聞いていないが、上の段は比較的明治以降の新しい遺構が出て、下の段は江戸時代の遺構ではないかということを発掘されていた方が、地元の人に話されたようだ。もしこの結果がわかっているのであれば教えてほしい。 | （文化財課）<br>高麗門の所の調査に関しては、都市計画道路の新町戸坂線の延長ということで、道路整備課と西区土木センターと道路の改築について協議を行っており、遺跡の存在の状況について依頼があり、確認を行った。現地で確認されたように、上部は明治期のものということで確認できているが、下部には石垣状の梁が見えており、そこに関しては資料をまとめているところ。成果が出たら報告する。 |
| 31 | 毛利委員 | 将来、熊本城を中心とした世界文化遺産になんとか持っていけたらということを、この委員会で過去２回意見としてお話しした。準備委員会を設置してからでも、10年ぐらいはかかると言われている。重要文化財の建物の復元が一番急がれることはよくわかっているが、将来を見据えて、熊本城を中心とした坪井川の舟運、城下町の町並み、いろいろなお祭りなどを含めた世界文化遺産の方向に、保存活用委員会の皆さんからも意見を聞きながら、これから進めていっていただければありがたい。 | － |

資料１

【その他】

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 32 | 坂本委員 | 長年この委員会に出席してきたが、活用という分野での議論があまりなかったように思う。<br>昨日、阿蘇くまもと空港に新しいターミナルビルがオープンし、今日は商工会議所と台湾のＩＥＡＴ（台北市進出口商業同業會）との締結式がこの後ある。彼らをどこに連れていくかというと、一番熊本城が見えるところでそういうことをしようということで、MOU（経済交流促進に関する覚書）の会場は熊本ホテルキャッスルの11階になった。<br>国内の観光客以上に、海外から来られる方へのアピール力はものすごいものが熊本城にあり、そこに特別見学通路という観光の切り札のようなものが今の時期存在する。そこで復旧の工事を見ることができる。熊本城を熊本の観光や経済復興に繋げていく活用の議論ができるように、この場で観光分野の方も、熊本市のそういう組合の方にも出席いただき、ここで議論・提案していただければ、そういった視点からの議論ができるのではないか。 | － |
| 33 | 河島委員 | 遠方から何十万人という方が来られていることは大変良いことだが、駐車場の問題や高齢者の方をいかにサポートしていくか。<br>今、いろいろな車いすがあるが、足が悪い方でもスムーズに行けるように整備していただきたい。お城の中はエレベーターがあるのでいいが、その辺りの検討もお願いしたい。 | － |

資料１

【その他】

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 34 | 廣瀬委員 | 催し広場の方に石置き場があるかと思うが、観光客のメインの順路の中に恐らく催し広場は入っていないと思う。ごく一部の方は見られるとは思うが。観光客は天守をメインに見られるとは思うが、復興している状況を楽しみにその状況を確認しに来られる方も大勢いらっしゃると思う。先日、石曳きのイベントを開催されたと思うが、催し広場にあった石垣の復興に関するものを確認できるようなものは作れないだろうか。場所を作るのは難しいかもしれないが、スペースが狭くてもいいので、順路などを使って観光客の方がお城に行くまでの間に、少しでも復興の様子を確認できる場所や時間を作ることができればなおいい。 | － |
| 35 | 廣瀬委員 | 復興城主に関して、私も先日申し込みを行ったが、あまり毎年代わり映えしない印象がある。観光客の方も申し込みされると思うが、協賛店のことはあまりアピールしていないような気がする。観光客の方はクーポンを使って観光されると思うので、せっかく協賛店に御協力いただいているのであれば、アピールしていただくことで復興城主が増えるのではないか。 | － |
| 36 | 廣瀬委員 | 三の丸駐車場もそうだが、回遊に関しては、熊本博物館もセットで販売されているので、以前もお話ししたが、「熊本城周遊バスしろめぐりん」又はピストンバスでもいいが、熊本博物館まで延ばすとか、県立美術館まで伸ばすとか、三の丸駐車場にもっと行くとか。全便でなくてもいいので、もう少し利便性が高まるようなことを検討していただければ、観光客の伸びに繋がるのではないか。先日、すごく有名なユーチューバーが熊本城に来られた。熊本城だけではなく、熊本県全体を回られていた。狭い範囲ではなくすごく広い範囲を。それがすごく大事だと思っている。お城がそういう所に組み込まれることで、県・市全体の経済に関わってくるかと思う。そこも含めてＳＮＳなどを活用していただきたい。聖地巡礼という言葉は御存じかと思うが、ドラマなどを見られて俳優さんがここに来たからと言って、それをお目当てに観光される方は結構多い。佐賀県はタイなどから聖地巡礼に来られる方が多いと聞いている。世界中に広めていただければ、熊本城もいい感じになるのではないか。 | － |

資料１

【その他】

| No. | 委　員 | 委員意見 | 当日の回答 |
|---|---|---|---|
| 37 | 森崎委員 | 入場者数が今年度は 90万人を突破したと冒頭で挨拶があったが、この90万人という数値は多いのか少ないのか、その基準となる元々の数値はどうなのか。コロナ禍、熊本地震前と比較しての検証が必要。以前も発言したと思うが、その後何も回答がない。<br>この 90 万人は、比較対象とする部分を必ず持っておいたほうがいい。その人数が増えることが、三の丸駐車場の利便性などに絶対的に関連してくる。しっかり入場者数を追っていただきたい。<br>全国の旅行会社や台湾の旅行会社に営業に行ったが、熊本県で思い起こされる観光地はやはり熊本城が一番。どこに行っても熊本城とくまモンというお話しが出る。観光客が熊本に旅行で何回来られるか正直わからないが少ないと思う。全世界の方々、日本国内の方々は、一生のうち熊本に何回も来られないと思う。となれば、やはり熊本城を見たいという声は出てくるので、熊本の観光のシンボルをもう少し活用していただきたい。 | － |
| 38 | 廣瀬委員 | サクラマチクマモトで「しろめぐりん」の乗り場を聞かれることがよくある。観光客がよく来られるところに乗り場があればと思う。また、「お城にどうやって行ったらいいか」とよく聞かれるので、アピールが不足しているのではないか。観光客が通る場所に熊本城へのアクセスの選択肢をお知らせできないものか。インターネットで確認すれば分かることではあるが、結構尋ねられることがあるので、そういう方がいらっしゃる以上ホームページに頼るだけではなく、もっと熊本城に来ていただけるアピールをほかの部門と連携するなどして対応していただきたい。 | － |

資料2

# 熊本城の活用について

熊本市　文化市民局　熊本城総合事務所

# 1　熊本地震後の熊本城の公開状況

## 熊本地震後の公開エリア

・熊本地震の影響により熊本城内の大部分に立入規制
・工事用スロープと特別見学通路を活用し、エリアを限定した「特別公開」を実施中

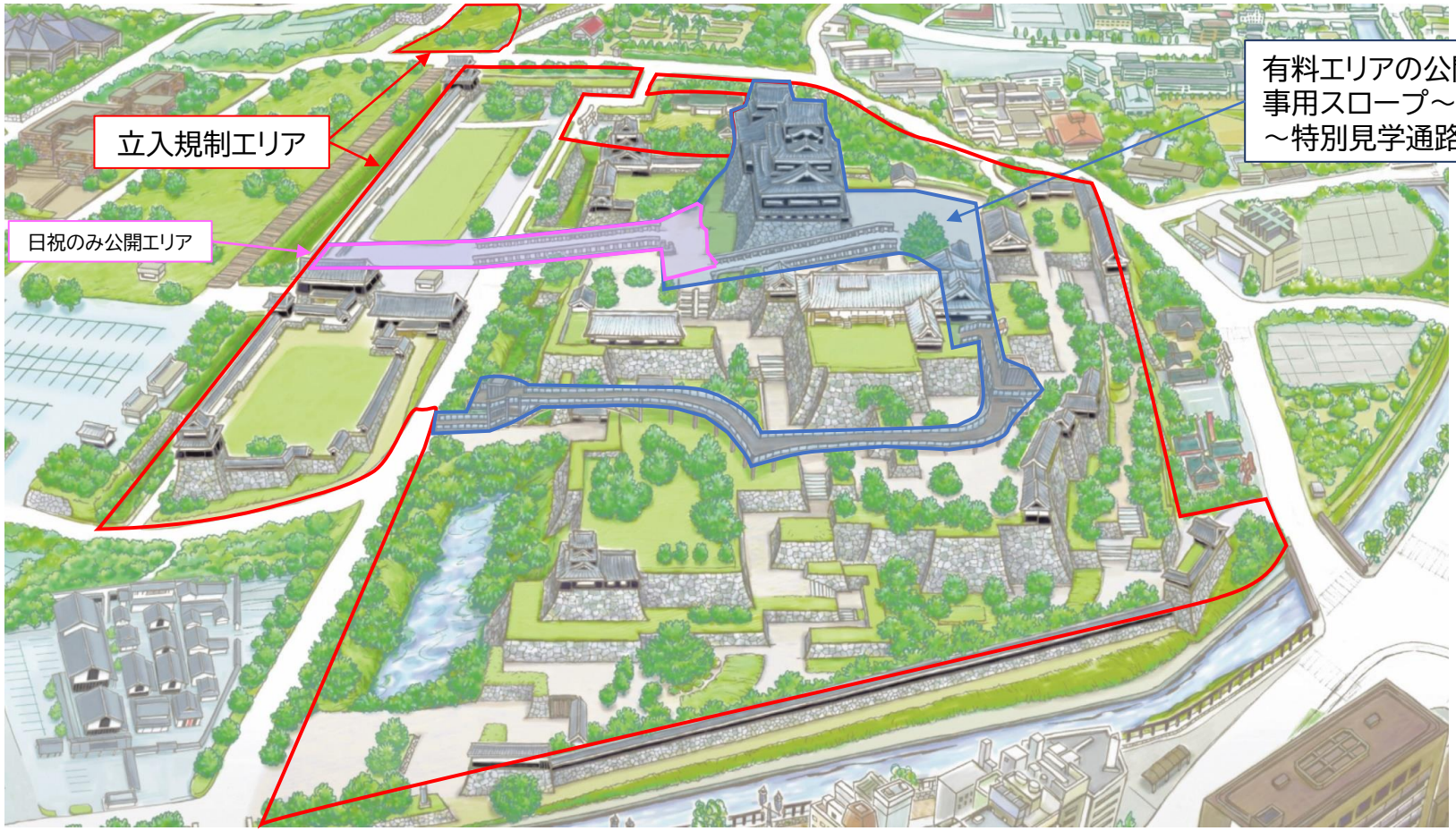


⇒　今後20年以上、エリアを限定した公開が続く見込み

# 1　熊本地震後の熊本城の公開状況

**特別公開第1弾**
**（大天守外観復旧）**

大天守の外観復旧にあわせて、工事のない日曜・祝日のみ、二の丸広場を起点に西出丸から工事用スロープを通り、平左衛門丸の一部や天守閣前広場の一部に至るルートを公開。天守閣をはじめ、重要文化財建造物の宇土櫓、崩落した石垣などを観覧いただいた。

■ 公開ルート：西出丸～工事用スロープ
～天守閣前広場
■ 実施期間：2019（R1）年10月5日～
2020（R2）年2月28日の日曜・祝日
■ 入園者数：186,137人

# 1　熊本地震後の熊本城の公開状況

## 特別公開第2弾
## （特別見学通路公開）

　新たに城内に整備した特別見学通路を使用し、地上から約6mの高さからの新しい視点での観覧が可能となった。
　二様の石垣を含む天守閣の姿や飯田丸・竹の丸などの石垣の被災状況、東竹の丸の重要文化財櫓群などを観覧いただきながら、闇り通路を通り天守前広場まで至るルートを公開した。

■ 公開ルート：特別見学通路～天守前広場
※日曜・祝日のみ工事用スロープ～西出丸も開放

■ 実施期間：2020（R2）年6月1日～
2021（R3）年4月25日
※2021年1月1日、1月15日～2月17日は新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休園

■ 入園者数：2020年度　310,011人
2021年度　22,948人

# 1　熊本地震後の熊本城の公開状況

## 特別公開第3弾
## （天守閣内部公開）

天守閣の復旧完了と展示内容のリニュールに伴い、天守閣の内部公開を開始。天守に焦点を置き、階層ごとに各時代の展示を行うとともに、多言語解説やAR機能を搭載したスマートフォンアプリを導入した。また、天守閣内部には新たにエレベーターを設置するなど、様々なユニバーサルデザインを取り入れている。

■ 公開ルート：特別見学通路～天守閣（内部公開）～西出丸
※2022年10月から北口は宇土櫓の工事に伴い、日・祝日のみ開門

■ 実施期間：2021（R3）年6月28日～現在
※2021年8月2日～9月30日は新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休園

■ 入園者数：2021年度　424,903人
2022年度 **1,002,978人**
※2015年度以来、7年ぶりに100万人を超えた

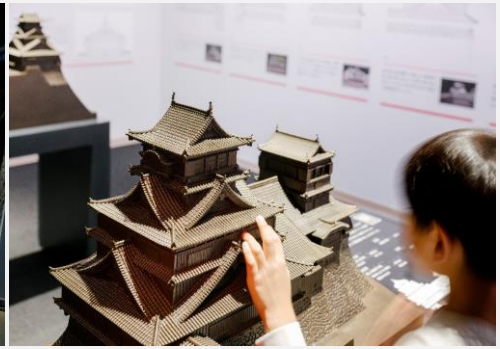

# ２ 熊本城の入園者数と収支

## ２-(1) 入園者数の推移（令和元年度～令和４年度）

（単位：人）

# ２ 熊本城の入園者数と収支

## ２-(2) 入園者数と入園料収入の状況

| 年度 | 入園者数 | 入園料収入（決算額） | 公開日数 | 入園料（大人/小人） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和元年度（2019年度） | 186,137人 | 77,593,880円 | 45日間 | 500円/200円 | 大天守外観復旧 |
| 令和２年度（2020年度） | 310,011人 | 129,603,840円 | 266日間 | 500円/200円 | 特別見学通路公開 |
| 令和３年度（2021年度） | 447,851人 | 273,434,640円 | 241日間 | 800円/300円 | 天守閣内部公開 |
| 令和４年度（2022年度） | 1,002,978人 | 649,310,450円 | 362日間 | 800円/300円 | |

（参考１）入園者数の想定 ※令和５年度歳入予算 →地震前の入園者数による収入をベースに熊本城の年間管理運営経費を設定している

| 入園者数（想定） | 入園料収入（想定） |
|---|---|
| 1,668,406人 | 1,106,210,000円 |

（参考２）熊本地震前の入園者数 ※平成25年度～27年度実績

| | | |
|---|---|---|
| 平成25年度（2013年度） | 1,598,190人 | ３カ年平均<br>1,668,406人<br>4,571人／日 |
| 平成26年度（2014年度） | 1,631,690人 | |
| 平成27年度（2015年度） | 1,775,339人 | |

# 2 熊本城の入園者数と収支

## 2-(3) 熊本城の管理運営経費と入園料等収入の推移

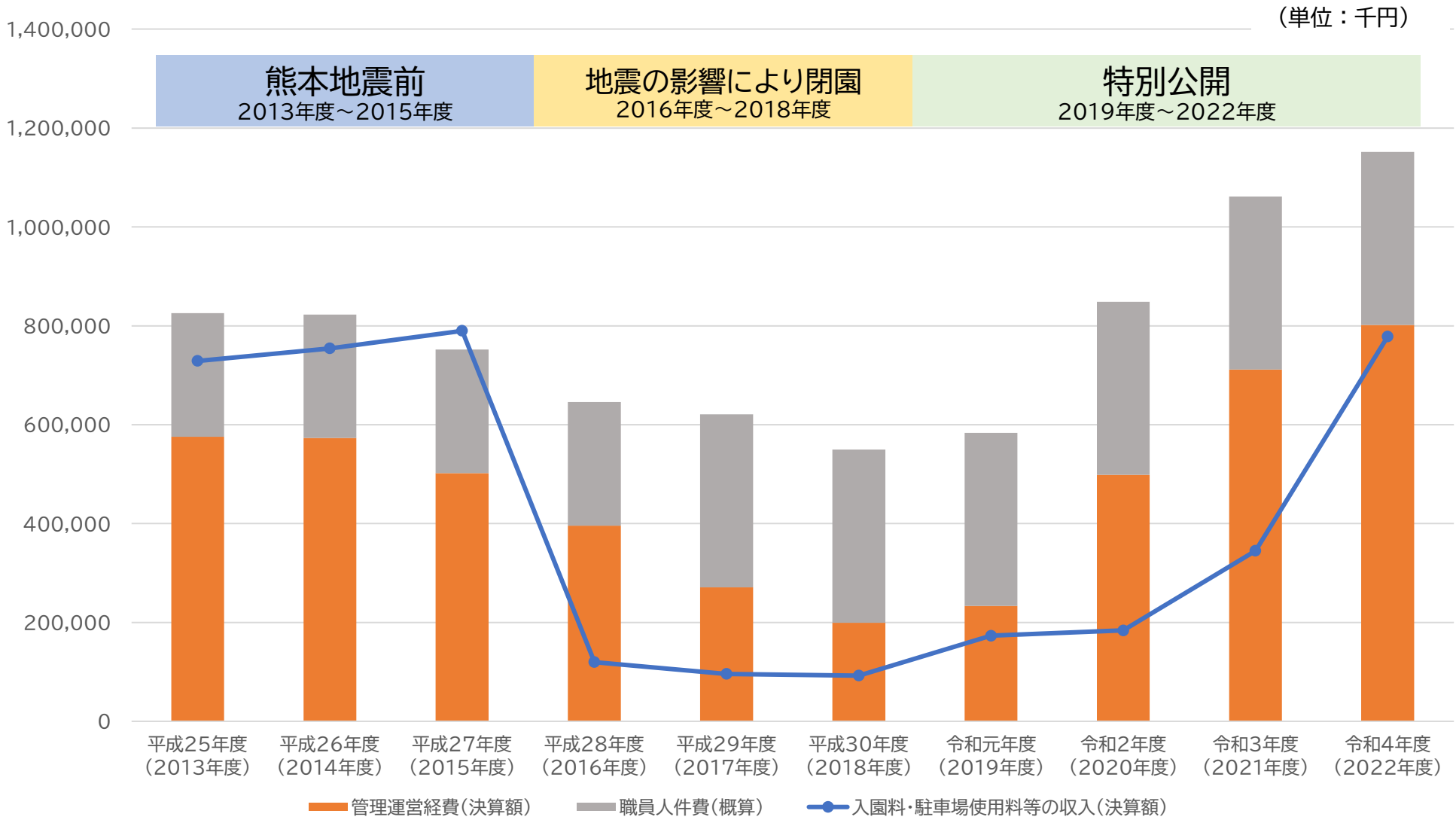

# ２ 熊本城の入園者数と収支

## ２-(4) 熊本城特別公開における現状分析と課題

●入園者数の推移
・公開エリアの拡大や新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の緩和等により、有料エリアの入園者数は増加傾向にあり、熊本観光屈指の拠点となっている。
・しかし、入園者は熊本地震前３カ年の平均（約166万人）には届いていない状況。

●収支状況
・入園者数が想定の166万人を下回る状況であり、熊本城の管理運営経費としては赤字。
※熊本城における年間の管理運営経費は原則料金収入により賄うことが前提
・天守閣や特別見学通路の完成、管理区域の増加等により、管理運営コストは増加傾向にある。今後、建造物・石垣の復旧が進み、公開エリアが拡大すれば、さらに維持管理コストは増加していく。

公開エリアの制限を受ける中、文化財としての熊本城を適正に維持保存並びに管理運営していくとともに、熊本観光の拠点としての機能や魅力を維持し発展させていくための取組が求められる。

そのために・・・・
熊本城により多くの方々にお越しいただくために何が必要か？
※熊本城の入園者数は熊本城の公開活用における評価指標でもある

# 3 熊本城における活用の取組

## 3-(1) 文化観光拠点としての熊本城の取組（復旧過程における熊本城の活用）

### 1 文化資源の魅力向上

・特別見学通路による被災状況及び復旧過程の公開
・天守閣内展示
・復旧工事の見える化（宇土櫓復旧工事等）
・熊本城ライトアップ
・ガイドの確保・育成　　など

天守閣内展示

特別見学通路

天守閣ライトアップ

### 2 文化理解を深める措置

・講座「熊本城学」開催
・熊本城顕彰会「お城めぐり」等の城内案内事業
・『復興熊本城』、パンフレット等の刊行
・天守閣内企画展示
・城内解説版及び天守閣内展示の多言語化
・オンラインツアーの実施
・石垣修理体験イベント
・熊本高校総合探究「熊本城の復興支援」ＶＲ熊本城
・熊本城復旧基本計画啓発シンポジウムなど

石垣修理体験イベント

熊本城復旧基本計画啓発シンポジウム

# 3 熊本城における活用の取組

## 3-(1) 文化観光拠点としての熊本城の取組（復旧過程における熊本城の活用）

### 3 利便性の向上

・キャッシュレス、Wi-Fi整備
・特別見学通路と天守閣のバリアフリー化
・竹あかりオブジェの設置
・お城まつり
　（秋のくまもとお城まつり・迎春行事・春のくまもとお城まつり）
・夏休み・秋の夜間開園中イベント開催　　など

竹あかりオブジェの設置

### 4 ショップ・カフェの充実

・桜の馬場城彩苑
・二の丸お休み処　など

桜の馬場城彩苑

二の丸お休み処

### 5 国内外への宣伝

・SNSによる情報発信
・復興城主PR事業
・民間企業との連携事業
　（復興応援パッケージ商品の売上の一部を寄付）
・九州都市間ネットワーク事業　など

復興城主の広告
（東京モノレール車内）

# 3 熊本城における活用の取組

## 3-(2) 熊本城を核とした地域における文化観光推進の取組

### 1 文化施設と事業者の連携

・インバウンド向けガイドツアー
・城彩苑でのユニークベニュー開催
・特別見学通路でのユニークベニュー開催
・城彩苑での夜市
・熊本城のイベントに合わせたステージイベント
・熊本城おもてなし武将隊演舞　など

特別見学通路での
ユニークベニュー

熊本城おもてなし武将隊演舞

### 2 利便性の向上

・熊本城周遊バス運行事業
・熊本城シャトルバス運行事業
・シェアサイクル導入支援事業
・熊本城域内駐車場整備事業
・グリーンスローモビリティ実証実験　など

シャトルバス

グリーンスローモビリティ
実証実験

### 3 総合的な文化資源の魅力向上

・城彩苑親水空間での郷土芸能披露
・城彩苑親水空間で行う太鼓、箏の演奏披露とお茶会
・元旦のかわらけ（素焼きの杯）配布とステージイベント　など

# 3 熊本城における活用の取組

## 3-(3) 熊本城の活用における現状分析と課題

●文化観光拠点としての取組・地域における取組について

・近年、熊本城においては、復旧過程の公開とあわせ、天守閣内展示の充実や『熊本城学』などの講座、定期刊行物の発行、解説の多言語化等を通じて文化財としての本質的価値を伝える取組に注力してきた。

・バリアフリー化やキャッシュレス導入等の利便性の向上も図るなど、文化観光拠点として一定の取組は実施してきたものの、今後はこれまでより広い層に訴えかける情報発信や魅力的な文化体験の企画等を充実させる必要がある。

・地域との連携においては、周辺施設でのイベント開催、ガイドツアーやユニークベニューとしての活用等、地域の事業者による取組の実績はあるものの、熊本地震の影響により二の丸催し広場や奉行丸等が活用できなくなっていることもあり、事業を実施するエリアの選択肢が限られている。

公開エリアの制限を受ける中、「熊本城」の活用によって、文化財の本質的価値を広く知っていただくとともに、地域経済の活性化、文化資源としての熊本城の保存・活用という好循環につなげていくことも求められる。

そのために・・・・

熊本城の活用強化の具体策とは？

熊本城に求められるものとは？（地域事業者等の視点も含めて）

# 3 熊本城における活用の取組

活用事業の検討においては、地域における文化観光推進事業者との連携が不可欠であるため、今後の検討の一助とすべく、令和５年（2023年）５月～６月にヒアリングを実施し、今後の活用について幅広いアイデアを募った。
■ヒアリング先：熊本国際観光コンベンション協会、くまもとDMC、熊本城パークマネジメント共同企業体

## 3-(4) 熊本城の今後の活用に関する民間事業者からのアイデア

**天守閣内・本丸御殿内**
・小天守での結婚式
・小天守での将棋・囲碁のタイトル戦
・本丸御殿での城泊　　など

**特別見学通路**
・熊本城俳句ウォーク
・カフェ・ビアガーデン　　など

**本丸エリア（天守前広場、平左衛門丸）**
・能の鑑賞会
・天守前広場におけるレセプションパーティー開催
・世界的ブランドの自動車メーカー等の新商品発表会　　など

**二の丸広場**
・武者行列「肥後絵巻」の開催（城彩苑～二の丸広場）
・二の丸広場での人間将棋
・復興と学びと伝承プログラム作成（催し広場で石垣体験）　など

**城内（有料・規制）一帯**
・夜の熊本城・宝探しなど、熊本城に関する歴史文化の謎解きイベント
・復元ARと実物を見比べて未来の熊本城を描く写生大会
・熊本城の復旧に携われる企画（工事現場体験）　など

# 4 文化財の活用に関する近年の動き

国においては文化資源の価値や魅力を地域住民や内外の観光客と共有するための「活用」の取組を推進することによって、「文化観光※」による文化振興・観光振興・地域活性化の好循環の創出につなげることを推進している　※ 文化についての理解を深めることを目的とする観光

～経過～

| | |
|---|---|
| 1950年 | 文化財保護法　第一条<br>「この法律は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」 |
| 2016年 | 「明日の日本を支える観光ビジョン―世界が訪れたくなる日本へ―」<br>明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（議長：安倍内閣総理大臣） |
| 2016年 | 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」 文化庁 |
| 2018年 | 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」<br>「我が国には、十分活用されていない観光資源が数多く存在します。文化財保護法を改正し、日本が誇る全国各地の**文化財の活用を促進します**。」（第百九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説） |

# 4 文化財の活用に関する近年の動き

| | |
|---|---|
| 2020年 | 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）」 |
| 2023年 | 熊本城復旧基本計画の改定<br>文化庁に文化観光推進本部設置<br>文化庁が熊本城への支援体制強化 |

過疎化、少子高齢化が進行し文化財の確実な継承が問題となる中で、近年、文化財を観光資源、まちづくりにおける文化資源として活用する環境整備が活発となってきた。

⇒<u>文化財保存活用地域計画の策定や文化財のユニークベニューとしての利用など</u>

# 5 熊本城の活用に関する方針・基準

## 特別史跡熊本城跡保存活用計画（平成30年3月策定）

### 第5章　第1節2　活用の方針(p.136)

(1)活用を進めることで史跡の本質的価値の理解を深め、恒久的な保護気運の維持に努める。

(2)史跡の本質的な価値の保存を前提とした活用を行う。

(3)他の史跡での事例等を参考としながら、更なる教育・学習機能の充実に努めるとともに、地域や関連施設等と連携した活用を行うなど、地域の魅力向上に資する活用を行い、保存と活用の好循環を創り上げる。

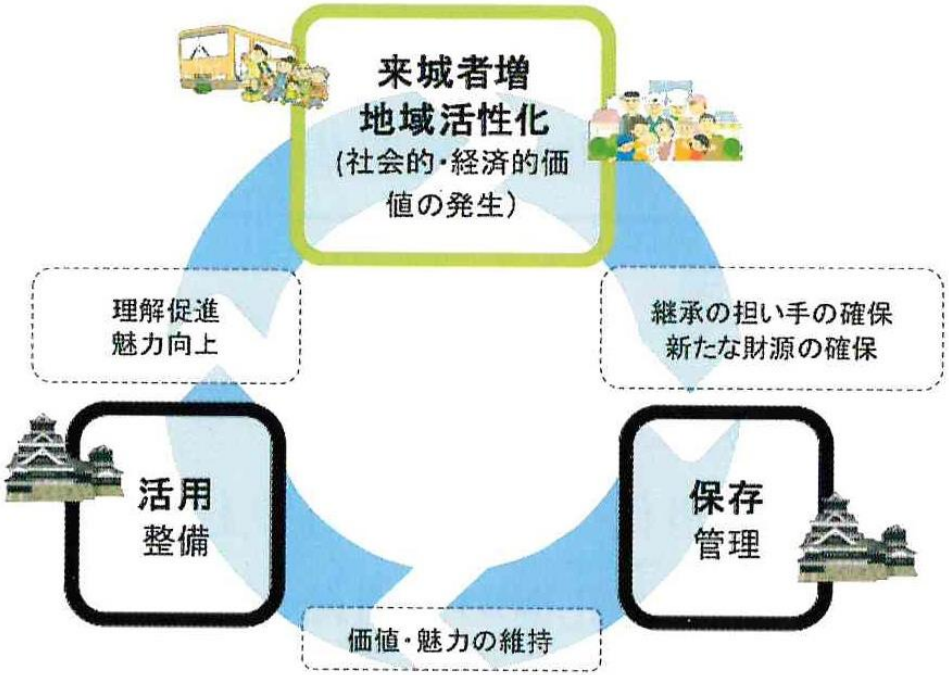


### 第5章　第1節3　活用の方法(p.136-138)

(1)教育・学習機能の充実
①学校教育における活用　②大学との連携の下の活用　③社会教育における活用

(2)地域の魅力向上
①文化力の向上　②見学会の充実　③熊本城関連施設との連携
④観光振興　⑤熊本城ホールの活用

# 5 熊本城の活用に関する方針・基準

## 特別史跡熊本城跡保存活用計画（平成30年3月策定）

＜その他の活用に関連する要領など＞

第4章　第8節　現状変更等の取扱い（p.116-）
巻末資料　資料1　現行関係要綱（p.157-164）

・熊本城の管理に関する取扱要領
・熊本城における火気使用の取扱い内規
・奉行丸における軽微な現状変更などについての取扱い内規
・熊本城総合事務所が管理する特別史跡内の有料催事の取扱い内規
・奉行丸の使用に関する基本的な考え方

# 5 熊本城の活用に関する方針・基準

## 熊本城復旧基本計画（令和5年3月改定）　※概要版より抜粋

第5章1　実現に向けた課題と対応
**（2）復旧過程の公開と活用**

■主要区域の復旧が完了する2042年度まで、長期にわたり公開エリアやルートがほとんど広がらない状況においても、多くの方々に熊本城の復旧が進む様子を知っていただく必要があります。
　まずは次の大きな節目となる、宇土櫓と本丸御殿大広間の復旧が完了する計画15年目（2032年度）に向けて、庁内の関係部局はもとより国、県、民間事業者などとの連携をさらに強化し、復旧と公開・活用のバランスを取りながら、その時々の熊本城の魅力を最大限活かした展示公開型の復旧に計画的に取り組んでいきます。

## 熊本城活用における今後の取組方針の検討

「特別史跡熊本城跡保存活用計画」（平成30年3月策定）及び「熊本城復旧基本計画」（令和5年3月改定）を補完し、今後の**復旧過程における熊本城の活用**のビジョンを示すものとして、**熊本城の活用に係る今後の取組方針**を検討する時期が来ている。

**►熊本市と文化庁において「見せる復興」として高付加価値化に向けた活用の在り方など具体的な取組について協議（意見交換等）を開始**
**►文化庁協議にあたっては、観光関連部署とも情報共有、連携しながら対応**

（抄）

# 特別史跡熊本城跡保存活用計画

平成 30 年（2018）3 月

熊　　本　　市

## 第 8 節　現状変更等の取扱い

### 1　法令等による規定

「現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為 ( 以下「現状変更等」という。)」を行う場合、文化財保護法（以下「法」という）による許可申請が必要となる。

#### (1) 適用の範囲

現状変更等の取扱いについては、特別史跡指定地において適用する。

#### (2) 許可を要する行為（法第 125 条・184 条、法施行令第５条第４項）

**①文化庁による許可が必要な行為**

「②　市教育委員会による許可」及び「(3) 許可を要しない行為」を除く現状変更等

**②市教育委員会による許可が必要な行為**

ア　小規模建築物（階数が２以下で､かつ､地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120㎡以下のものをいう。）で２年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

イ　工作物（建築物を除く。以下この②において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削・盛土・切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ウ　法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

エ　電柱・電線・ガス管・水管・下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

オ　建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

カ　木竹の伐採

なお、特に重要な案件については、原則として、熊本市文化財保護委員会に諮問し、答申を受けることとする。

#### (3) 許可を要しない行為（法第 125 条）

**①維持の措置を執る場合**

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号)」第４条に規定される「維持の措置」の範囲は、次のとおりである。

ア　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状 ( 指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状 ) に復するとき。

イ　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

ウ　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

**②非常災害のために必要な応急措置を執る場合**

非常災害（大雨・台風・地震等）時、石垣の崩落や土砂の流出、倒木等が発生した場合もしくはその可能性がある場合において、被害の拡大を防ぐために実施する土嚢の設置や立入規制のための仮設工作物の設置等

**③保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合**

保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状を変更する行為ではないものの、地下遺構のある土地等において、重量物の積載や地下遺構に振動を与える行為、地下遺構を露出させる等保存環境に変化を与える行為等があたる。この影響が軽微であるかどうかについては、熊本市教育委員会との事前の協議を要するものとする。

## 2　現状変更等の取扱基準

現状変更等についての取扱基準を定め、熊本市ホームページへの掲載等を通して、十分に周知するとともに、適切な運用を図っていく。

### (1) 現状変更等の取扱いの原則

現状変更等は、必要最小限に留め、景観に配慮することを前提とし、原則として、発掘調査等の学術調査、特別史跡の保存・管理及び整備・活用に関わる行為以外は認めない。

ただし、以下については特別史跡の価値を損なわない範囲で認めるものとする。

①公園等公共施設・公益的施設の維持管理上必要な行為

②民有地における宗教関連行為、商業行為及び生活行為

なお、土地の掘削を伴う現状変更等は、事前の発掘調査の実施または熊本市埋蔵文化財担当部門の立会いを要し、史跡の保護のために計画変更を要する場合がある。

### (2) 許容される現状変更等の要件

現状変更等は、次に掲げる要件全てに適合するものでなければならない。

①特別史跡としての価値の保存を確実にし、適切な活用を促すものであること。

②特別史跡としての価値の滅失・き損・亡失・盗難を招く恐れがないことが確認できるもの。
③特別史跡の景観に及ぼす直接若しくは間接の影響がないもの、又は景観上の影響を軽微に留めることができるもの。

### (3) 地区ごとの現状変更等の取扱基準

全地区に共通する事項として、発掘調査等学術調査のために必要な行為及び特別史跡の保存・管理及び整備・活用上必要な行為については認めるものとする。ただし、特別史跡指定地内でなされる必然性があり、かつ特別史跡を構成する本質的価値の保存を前提として、必要最小限度の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮するものとする。

# 【地区毎の現状変更等の取扱基準一覧表】

| | |
|---|---|
| 現状変更等の取扱の原則 | ■原則として、発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関る行為以外は認めない。<br><br>■但し、特別史跡熊本城跡は「熊本城公園」として一般に開放されているとともに、宗教施設等民有地を含んだ史跡である。このため、公園等公共施設・公益施設の維持管理上必要な行為、民有地における宗教関連行為、商業行為及び生活行為については、史跡の本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものについて認めるものとする。<br><br>※なお、土地の掘削等を伴う現状変更等については、事前の発掘調査等遺構確認調査または熊本市埋蔵文化財担当部門の立会を要する場合があり、史跡の保護のために計画変更を要する場合や現状変更等を認めない場合がある。 |

| 地　区 | | | 本丸地区 | 二の丸地区 | 三の丸地区 | 古城地区　(注1) | 千葉城地区 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 史跡内の施設等 | | | 公共施設等、宗教施設、商業施設、道路等、水道等の埋設物、電柱等 | 公共施設等、商業施設、道路等、水道等の埋設物、電柱等 | 公共施設等、道路等、水道等の埋設物、電柱等 | 公共施設等、個人住宅、道路等、水道等の埋設物、電柱等 | 道路等、水道等の埋設物、電柱等 |
| （参考）史跡外の施設等 | | | － | － | 公共施設等、宗教施設、商業施設、個人住宅、道路等、水道等の埋設物、電柱等 | 公共施設等、商業施設、個人住宅、道路等、水道等の埋設物、電柱等 | 公共施設等、商業施設、個人住宅、道路等、水道等の埋設物、電柱等 |
| 現状変更等の許可申請対象行為 | ①発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関る行為 | | 以下の行為については、史跡指定地内でなされる必然性がある行為であり、かつ史跡を構成する諸要素の本質的価値の保存を前提として、必要最小限度の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮したものである場合に認める。<br>■学術調査として必要な行為<br>■文化財の保存施設（標識・説明板等）や防災施設の設置<br>■史跡の本質的価値を構成する諸要素等の復旧<br>■その他<br>史跡の保存・管理及び整備・活用上必要な建築物の新築・増築・改築・除去・色彩の変更、工作物の設置・改修・除去・色彩の変更、木竹の伐採・植栽・移植及びこれらに伴う土地の形質の変更(盛土等) | | | | |
| | ②公園等公共施設・公益施設の維持管理上必要な行為<br>民有地における宗教関連行為、商業行為及び生活行為 | 建築物<br>新築・増築 | 現状変更等の内容及び必要性に応じてその可否を判断する。 | | | | |
| | | 建築物<br>改築・除去及び色彩の変更 | 有料区域(※1)では公益上必要なもの以外は認めない。<br>無料区域(※2) では公益上、宗教活動上、商業行為上必要なもの以外は認めない。 | 公益上、商業行為上必要なもの以外は認めない。 | 公益上、宗教活動上、商業行為上及び生活行為上必要なもの以外は認めない。 | | |
| | | | 認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。 | | 認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を大きく超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。 | | |
| | | 工作物<br>新設 | 現状変更等の内容及び必要性に応じてその可否を判断する。<br>イベント開催に伴うテント等や、工事等に伴う足場等の一時的な工作物（仮設物）の設置については、遺構の保存と歴史的景観に配慮したものは認める。<br>※土地の形状の変更を伴わない、一時的な仮設の看板や展示物等の設置など、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なものは、許可は不要。 | | | | |
| | | 工作物<br>改修・除去及び色彩の変更 | 有料区域(※1)では公益上必要なもの以外は認めない。<br>無料区域(※2) では公益上、宗教活動上、商業行為上必要なもの以外は認めない。 | 公益上、商業行為上必要なもの以外は認めない。 | 公益上、宗教活動上、商業行為上及び生活行為上必要なもの以外は認めない。<br>認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。 | | |
| | | | 認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。 | | 認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を大きく超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。 | | |
| | | 土地の掘削・盛土・切土 | 公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。 | | | | |
| | | 道路、園路の新設・改修・除去 | 公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。 | 公益上、商業行為上必要なもの以外は認めない。 | 公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。 | | |
| | | 樹木の伐採・植栽・移植及びこれらに伴う土地の形質の変更（盛土等） | 公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。 | 公益上、商業行為上必要なもの以外は認めない。 | 公益上、宗教活動上、商業行為上及び生活行為上必要なもの以外は認めない。 | | |
| | | その他 | 個別に熊本市教育委員会と事前の協議による | | | | |

新築：更地に建物を建てること又は既存建物を除却した直後に、従来の建物と用途・規模が異なる建物を建てること。
増築：既存建物に接続又は除却部分を超えて建物を建てること。
改築：建物の全部又は一部について、その除却する用途が異ならず、かつ規模が除却建物以下の建物を建てること。

◆「高麗門跡・参道跡(御成道跡)等」（新町地区)については、現在、特に重要な地下遺構が確認できた区域(現況施設等は、ＪＲ新幹線高架下と自転車歩行者道等）のみを追加指定の検討対象としている。取扱基準は千葉城地区と同様とする。

◆樹木の伐採については、幕末以前から存在すると思われる樹木は、その必要性等に応じて判断するものとする。

(注1)「古城地区」内の公有化を進めている地区（古城堀端公園）については、建築物の新築・増築、改築及び工作物の新設、改修は認めない。

※1　本丸地区有料区域：本丸（天守閣前）、数奇屋丸、平左衛門丸、飯田丸（西竹の丸）、東竹の丸、大広間南側路地（中庭）、竹の丸

※2　本丸地区無料区域：奉行丸（西出丸）、西出丸（笹園）、長塀前（坪井川、左岸を含む）、私有（寺社）区域、空堀内、不開門前その他の区域

## 3　その他（現状変更等を伴う諸行事の取扱基準）

### 1　原則及び遵守事項

(1) 樹木・石垣・建造物・地下遺構等の毀損防止のため、仮設物は全て据え置き式とし、設営にあたっては、原則として、杭打ち･掘削等地下に影響を与える行為は行わないこと。また、芝生の養生について配慮し、電源車を使用する場合は、芝生以外の場所に配置すること。

(2) 火気の使用については、「3　火気の使用」に基づき、禁止又は制約とし、使用にあたっては十分に配慮すること。

(3) 監視員の配置と安全対策を行うこと。

(4) 後始末を徹底すること。

(5) 交通渋滞防止のための充分な対策を行うこと。

### 2　地区ごとの制限

現状変更等において諸行事開催に係るものについては、下記の表に定める基準（地区、許可できる行事）に適合するものに限り許可するものとする。

ただし、熊本市教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

### 3　火気の使用

火気の使用については以下のとおりとする。

(1) 区域による制限

①有料区域及び現状変更等において行事の開催を認めない区域

原則禁止

② ①以外の区域

ア　必要最小限とすること。

イ　重要文化財建造物、外観復元建造物、復元建造物及び工作物、移築された建造物から６メートル以内は完全禁止。

ウ　石垣及び幕末以前から存在すると思われる樹木 ( 葉張りの先端 ) から３メートル以内は完全禁止。

(2) 火気使用の制約

熊本市が主催又は共催する事業で、その事業を実施する期間に限り、「(1) 区域による制限」の禁止区域を除き、次に掲げるものについて、火気の使用を認めることとする。

ア　入園者への飲食提供に関するもの。

イ　事業を行う際に、演出上欠くことができないもの。

ただし、熊本市教育委員会が火気使用を特に必要と認める場合には、この限りではない。

# 第５章　活用・整備

※「平成 28 年（2016 年）熊本地震」による記載内容への影響について

保存活用計画とは、史跡の持つ本質的価値を確実に将来へと継承するために策定するものであり、震災により適切な活用・整備が制限される状況であるとしても、その目的を達成するための基本的な考え方を示す必要がある。このため本章では特に熊本城の本質的・普遍的価値に基づいた活用・整備の基本方針について記載する（施設の分布図等は震災前の状況）。

具体的な活用と整備（復旧復元）の方法については、本計画を上位計画として平成 29 年度に策定する「熊本城復旧基本計画」において示すものとする。

## 第１節　活用

### １　活用の現状と課題

文化財を次世代へ継承していく上で、その大切さを多くの人々に伝えていくことが不可欠であり、このため文化財の活用による理解促進が必要である。

また、文化財の保存と活用の好循環を創り上げていく視点も重要であり、文化財を核にした様々な取り組みを進め、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域の魅力向上や文化財の保存、新たな文化創造へと還元する視点も求められる。

特別史跡熊本城跡については、歴史遺産としての価値はもとより、観光資源としての価値、オープンスペースとしての価値が高いことから、現在まで様々な活用がなされてきた。このため、熊本市は、熊本城跡の本質的な価値を損なうことのないよう「熊本城の管理に関する取扱要領」等を定め、保存と活用とのバランスを取ることを図ってきたところである。

これまでの活用状況としては、本丸一帯を入園料を徴収する有料区域として、西出丸などを無料区域として設定しており、石垣をはじめ、熊本城の本質的価値を構成するほとんどの要素を公開することで、多くの人々が熊本城に親しみ、理解を深めることができるような環境を維持しつつ、都市公園（総合公園）でもあることから市民の憩いの場として活用されている。また、市民の熊本城への理解を深め、熊本城を身近に感じてもらうため、重要文化財・復元建造物等の一般公開、工事現場見学会、子どもや中学生を対象とした体験学習、くまもとお城まつり、熊本城マラソン等の多彩な行事を実施してきた。

このような取り組みにより、国際的な大手観光ウェブサイトにおける「行ってよかった日本の城ランキング」で平成 25 年（2013）から３年連続日本一となっている。また、一口城主制度においても多額の寄付が寄せられている。このように、これまでの活用によって、市民・県民はもとより国内外の多くの観光客からも熊本城跡の価値が理解され、「熊本城跡を大切に保護し未来へ継承していく。」というコンセンサスを得ているといえよう。

今後は更なる魅力向上のため、教育学習機能の充実や、ストーリー性のある情報の発信等、熊本城跡での滞在時間の延長や訪問回数の増加に繋がるような活用が期待されている。同時に、

全国のほかの史跡での活用事例も参考としながら、歴史を感じることができる積極的な活用方法の検討を重ねていく必要がある。

また、そうした中でも、熊本城跡を大切に保護し未来へ継承していくために、熊本城跡の本質的な価値を損なったり、熊本城に相応しくない活用は行わないという理念を堅持していくことが重要であることは言うまでもない。

## 2　活用の方針

特別史跡熊本城跡の確実な保存と適切な活用を推進するため、活用の現状や課題を踏まえ、以下の基本方針のもと、活用を行っていくものとする。

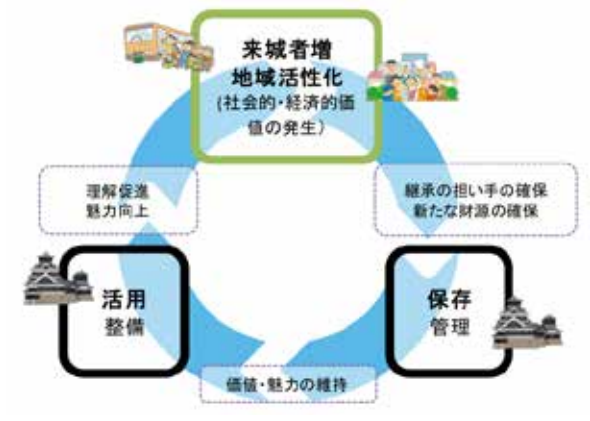


(1) 活用を進めることで史跡の本質的価値の理解を深め、恒久的な保護気運の維持に努める。

(2) 史跡の本質的な価値の保存を前提とした活用を行う。

(3) 他の史跡での事例等を参考としながら、更なる教育・学習機能の充実に努めるとともに、地域や関連施設等と連携した活用を行うなど、地域の魅力向上に資する活用を行い、保存と活用の好循環を創り上げる。

## 3　活用の方法

### (1) 教育・学習機能の充実

熊本城跡は、石垣・建造物・景観等の多面的な構成要素があり、教育・学習の題材として有効である。それらを見学するなどの実体験を通して、貴重な文化財を後世に引き継ぐことの大切さへの理解を深めていくことができる。さらに、重要文化財建造物等のうち、通常は公開していない箇所での特別見学会・遺構確認調査等の現場・出土遺物の展示等、期間を限定した公開や企画性のある見学会等を開催することで、より大きな効果を得ることができる。そうした機会は、各種情報媒体を活用した啓発を計画的に実施していくことで、見学者の利便性を高め、理解の促進と見学者の増加につながるものと考えられる。

#### ①学校教育における活用

市や県の教育委員会を通じ、小中学校及び高等学校等にはたらきかけ、学校行事・授業において、熊本城を教材とした副読本等を作成・活用するなど積極的に取り入れてもらう。また、学校への講師派遣の実施にも努めていく。

出土遺物・写真パネル等の熊本城関連史料の展示、また、熊本城跡の見学や熊本城の歴史文化体験施設であるわくわく座、熊本博物館の見学も促進していく。こうした見学・展示会

等の積極的な開催を図ることにより、郷土の歴史に誇りを持てる子どもたちを育成する一助としたい。なお、見学や展示に際しては、専門職員等による解説が有効ではあるが、学校の先生、あるいは児童・生徒だけでも、熊本城の充分な理解を得ることができるように、現地での案内板やパンフレット等の整備に努める。

**②大学との連携の下の活用**

大学の歴史・建築史・土木史等の研究者との共同研究を推進し、学会等での情報発信や専門分野からの助言・技術指導を通じて、熊本城の真正性を明らかにする。

また、都市学や観光学・経済学等の研究者や学生との共同研究を推進し、さまざまな側面からの検証やイベント開催時のアンケート調査等来園者の意識や行動等の分析等によって、効果的な活用手法を検討する。

**③社会教育における活用**

近年、観光の主たる目的の一つとして“学び”が注目されている。熊本城跡において社会教育的な活用を推進することは、社会の要請に応えることになり、それは来訪者の満足度を高め、ひいてはその増加をもたらすことになる。

学校教育と同様に、熊本城跡での現地見学・学習施設での見学・講師派遣・展示会の開催等を積極的に行っていく。見学に際しての細やかな環境整備を進めることで生涯学習の効果を高め、さらには熊本城跡で行われるさまざまな行事・催事において学習に結びつくような工夫をすることで、体験学習としての側面や社会教育・生涯学習のきっかけを持たせることもできる。

**(2) 地域の魅力向上**

特別史跡熊本城跡は日本を代表する城郭の一つであり、今も残る壮大な石垣や櫓・堀等の遺構、四季折々の景観、城の歴史的背景等によって、市民・県民のみならず、日本の歴史・文化に関心のある国内外の人々が大きな魅力を感じている城であり、世界的な知名度を持った歴史遺産である。

このようなことから、特別史跡熊本城跡を通じて、国内外に熊本をアピールすることによって、熊本城の魅力を地域の魅力へと広げていくとともに、市民の文化力(※)の向上に繋げていく必要がある。

※文化力…文化の持つ、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力

**①文化力の向上**

特別史跡熊本城跡の総合的研究の成果を発信し、その歴史や特徴、物語について市民等が学習できる機会を創出し、文化力の向上を目指す。

②見学会の充実

定期的に開催している城内各所での見学会のほかに、歴史的建造物や石垣保存修理・復元整備・発掘調査等の機会を利用して積極的に見学会や体験会を実施し、日頃触れることのできない魅力も伝えていく。

③熊本城関連施設との連携

熊本市内には、熊本城が持つ多彩な魅力を構成する文化財や施設が多数存在する。熊本城を拠点にストーリー性(※)を持たせた回遊ルートを設定し、より深く歴史・文化を体感できるよう情報提供を行う。

※ストーリーの例…加藤清正、細川代々の藩主、城下町、西南戦争、江戸時代の文化等

④観光振興

熊本市の観光行政において、特別史跡熊本城跡の保存と活用は観光振興での大きな実績をもっているが、より有効的な観光振興を図るためには、市・県民や国内外からの観光客等の要請・要望を把握する必要がある。

そのために地域団体や関係団体等との連絡協議会等を定期的に開催し、意見の集約・把握に努めていく。また、「(1) 教育・学習機能の充実　②大学との連携の下の活用」でも述べたように、イベント開催時等に来園者アンケートを実施し、ニーズを把握しつつ、実施可能なことについては、史跡保存の視点にも最大限の注意をはらいながら検討する。

⑤熊本城ホールの活用

特別史跡熊本城跡の更なる活用を図るため、「世界遺産・二条城 MICE プラン」のような他史跡での活用事例を参考にしながら検討を行い、熊本城跡ならではの熊本城ホールとの連携を構築して相互活用を進める。

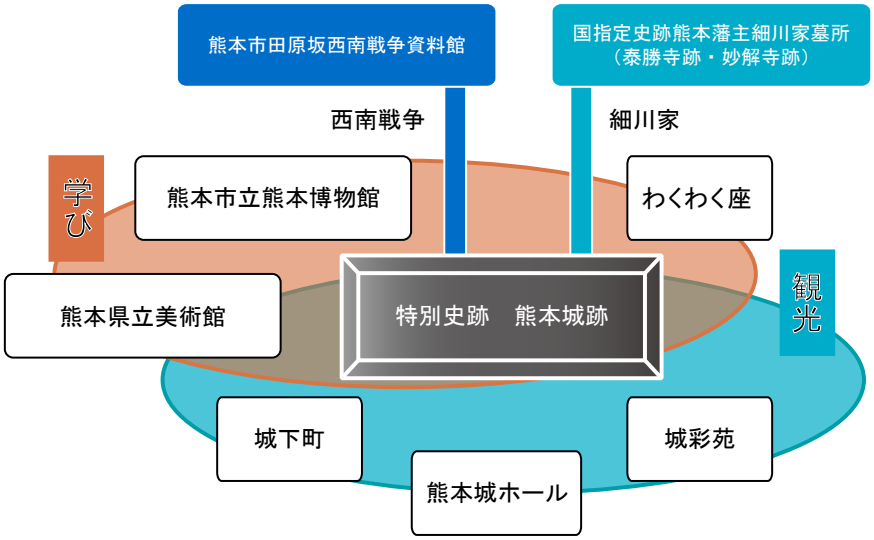


図 44　周辺施設等との連携イメージ

## 巻末資料

資料１　熊本城の管理に関する取扱要領
資料２　特別史跡熊本城跡の破損と修理履歴
資料３　熊本城消防設備リスト
資料４　熊本城消防計画
資料５　整備等を行ってきた組織及び熊本城に関する委員会、答申・報告書等

## 資料１

現行関係要綱

1　熊本城の管理に関する取扱要領

2　熊本城における火気使用の取り扱い内規

3　奉行丸における軽微な現状変更等についての取り扱い内規

4　熊本城総合事務所が管理する特別史跡内の有料催事の取り扱い内規

5　奉行丸の使用に関する基本的な考え方

### 熊本城の管理に関する取扱要領

平成 19 年 12 月改正

（熊本城使用に関する基本方針）

第１条　熊本県及び熊本市は、国指定の特別史跡である熊本城跡（以下「熊本城跡」という。）、構成要素である重要文化財の熊本城諸櫓（以下「熊本城諸櫓」という。）及び天然記念物藤崎台のクスノキ群の指定地域（以下「指定地域」という。）について、この維持保存のため常時努力を続け、これを毀損することのないように万全な対策を講ずるものとする。

２　熊本城跡、熊本城諸櫓及び近く指定を予定されている公有の地域については、熊本市が管理団体として維持、保存にあたり、天然記念物藤崎台のクスノキ群の指定地域については、熊本県がその直接管理を担当している。両者は互いに緊密な連絡をとり、文化財の維持保存に当たるものとする。

３　指定地域内における業務及び諸行事の開催は、文化財保護法（以下「法」という。）の規定による現状変更等（以下「現状変更等」という。）の許可、又はその他の必要な正規の手続きを経て許可を得た場合以外は原則として一切これを禁止する。

（届け出を要しない業務等）

第２条　指定地域内における業務及び諸行事の開催について届け出を要しないものは、次の各号に限る。

(1) 藤崎台野球場における熊本県教育委員会（野球場担当課）が正式に承認する野球場の使用目的に合致した使用の場合、およびその際の正規駐車場の駐車範囲内における駐車。

(2) 熊本城総合事務所が、熊本城内の日常の維持管理上必要と認めて実施する清掃その他管理団体の本務としての業務。

(3) 熊本県立美術館、熊本博物館及び旧細川刑部邸が、その直接管理する敷地および建物内における現状変更を伴わない維持管理のための軽微な業務。

(4) 監物台樹木園が、園内の直接の維持管理上実施する現状変更を伴わない軽微な日常業務。

(5) 特別な許可を得てこの地域内で常時商行為を営む者が、定められた範囲内で商行為に伴い最小限必要な事項を実施する場合。

（現状変更申請等の要件）

第３条　指定地域における現状変更等の申請は、次の各号に掲げる要件すべてに適合するものでなければならない。

(1) 史跡・重要文化財等としての保存を確実にし、適切な活用を促すものであること。

(2) 文化財の指定を受けた物件に危険危害を及ぼす恐れのないもの、またはその危険危害を防止する対策が十分に配慮されていること。

(3) 文化財に直接危険危害を及ぼさず、またその行為によって滅失・衰亡、破損、毀損を招来する恐れのないことが確認できる場合。

(4) 文化財の景観に及ぼす直接若しくは間接の影響がないもの、または景観上の影響も軽微にとどめることができるもの。

（諸行事開催に係る現状変更等の制限）

第４条　指定区域における現状変更等において諸行事開催に係るもの（ただし、法施行令の規定により熊本市教育委員会が許可できるものに限る）については､別表に定める基準（地域、行事内容）に適合するものに限り許可するものとする。

２　前項の規定に関わらず熊本市教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（遵守事項）

第５条　上記の全地域内での上記範囲の行事については必ず次の条件を遵守させるものとする。

(1) 火気の使用の制約もしくは禁止

(2) 監視員の配置と安全対策の樹立

(3) 樹木、石垣、建造物、地下遺構等の毀損防止

(4) 後始末の徹底

(5) 交通渋滞防止のための充分な対策の樹立

附 則

（施行期日）

この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 20 日から適用する。

別表（第４条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">地　域　区　分</th><th>許可できる行事</th></tr>
<tr><td rowspan="6">本丸</td><td rowspan="3">有料区域</td><td>本丸 ( 天守閣前 )、数寄屋丸、平左衛門丸、飯田丸 ( 西竹の丸 )、東竹の丸</td><td>管理団体が行う恒例行事に限る。</td></tr>
<tr><td>大広間南側路地（中庭）</td><td>以下のいずれかに該当する行事（市主催・共催等行事）に限る。<br>ア　熊本市が主催もしくは共催して行う熊本城を周知させ、特別史跡に対する興味と関心を喚起させる催事で景観、品格を損なわないもの。<br>イ　その他、公共的性格を有する者が主催する行事で特に熊本城を周知させる効果があると認められるもの。</td></tr>
<tr><td>竹の丸</td><td>熊本県もしくは熊本市が県民、市民全体を対象として熊本城を周知させる目的をもって行う文化的行事であり、かつ文化財に対する充分な配慮のもとに実施される行事（以下「県･市主催行事」という。）に限る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">無料区域</td><td>奉行丸（西出丸）</td><td>第３条の規定に適合する一般行事。</td></tr>
<tr><td>西出丸（笹園）、長塀前（坪井川、左岸を含む）、私有（寺社）区域</td><td>以下のいずれかに該当する行事（市主催・共催等行事）に限る。<br>ア　熊本市が主催もしくは共催して行う熊本城を周知させ、特別史跡に対する興味と関心を喚起させる催事で景観、品格を損なわないもの。<br>イ　史跡内の土地所有者が行う定例行事。<br>ウ　その他、公共的性格を有する者が主催する行事で特に熊本城を周知させる効果があると認められるもの。</td></tr>
<tr><td>空堀内、不開門前その他の区域</td><td>行事の開催を認めない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">二の丸</td><td colspan="2">芝生広場</td><td>県・市主催行事に限る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">催し広場</td><td>第３条の規定に適合する一般行事。</td></tr>
<tr><td colspan="2">監物台樹木園</td><td>国の直接管理であるこの区域については、第３条の規定に適合するものであること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">清爽園、野鳥園その他の区域</td><td>行事の開催を認めない。</td></tr>
<tr><td>三の丸</td><td colspan="2">憩いの広場</td><td>第３条の規定に適合する一般行事。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">古城地区</td><td colspan="2">古城堀端公園</td><td>第３条の規定に適合する一般行事。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公有化促進事業取得地</td><td>用地管理のみを行い、行事の開催を認めない。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">藤崎台のクスノキ群</td><td>熊本県が直接管理するこの区域については、第３条の規定に適合し、火気については十二分の処置が考慮されているもの。</td></tr>
</table>

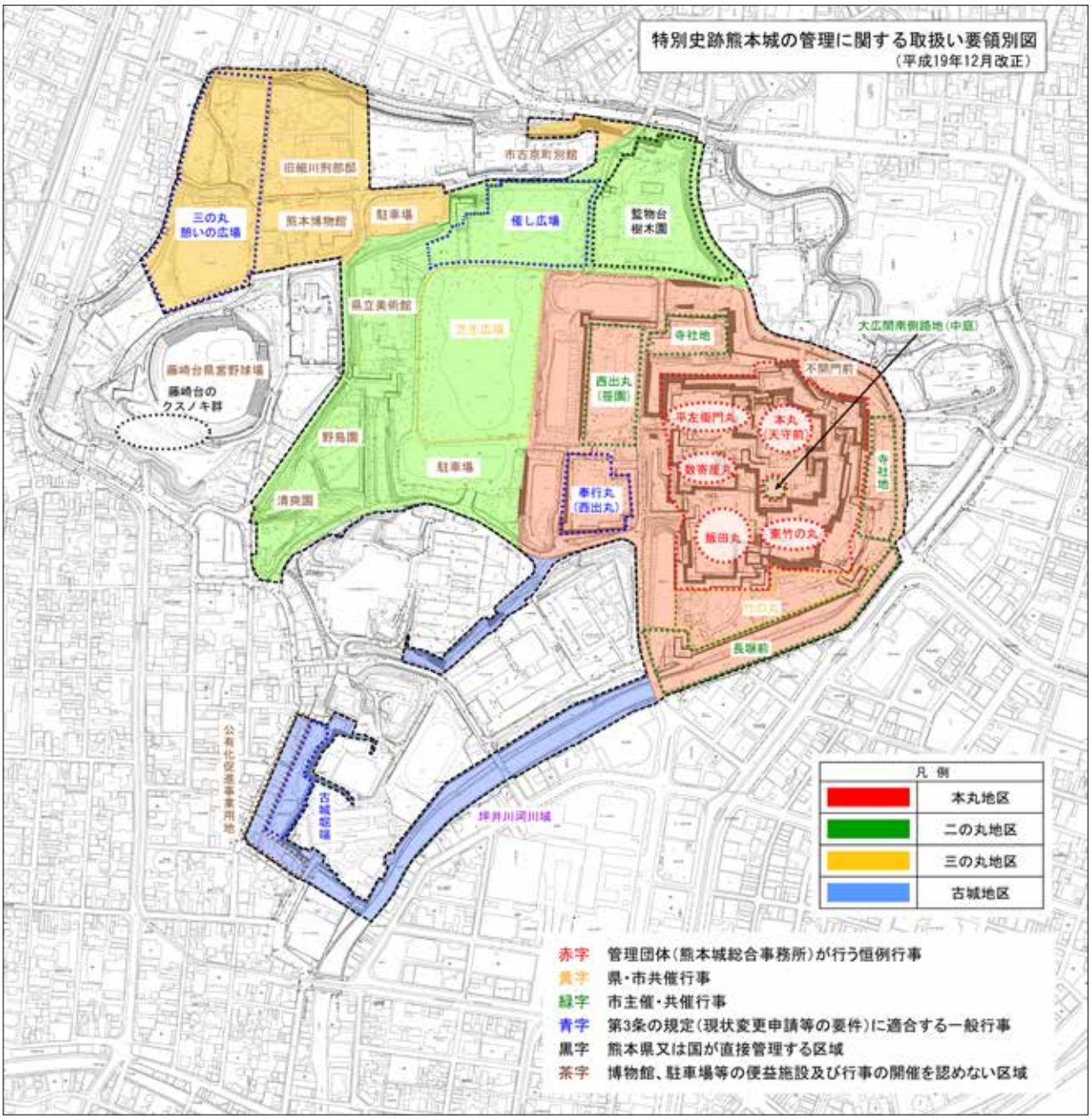


図 55　特別史跡熊本城跡の管理に関する取扱い要領別図

# 熊本城における火気使用の取り扱い内規

（趣　旨）

1　熊本城においての火気の使用は、「熊本城管理条例」第５条で指定場所以外での行為の禁止が定められているため、火気使用の指定場所について定めるもの。

（場所の指定）

2　熊本城総合事務所長は、熊本市が主催若しくは共催して行う事業で、その事業を実施する期間に限り、教育委員会事務局と協議のうえ、次に掲げるものについて火気使用する場所を指定するもの。

(1) 入園者への飲食提供に関するもの。

(2) 催事を行う際に、演出上欠くことのできないもの。

ただし、熊本市教育委員会が火気使用を特に必要と認める場合には、この限りではない。

（使用の制限）

3　火気の使用は、所管消防署の承認を受けるとともに「火災予防条例」第 23 条、並びに「熊本城の管理に関する取扱要領」第５条の規定を遵守し、事業を実施する上で必要最小限とする。

（安全管理の徹底）

4　火気使用にあたっては、適切な防火体制を整え、常時職員等が安全管理にあたるもの。

（附　則）

この内規は、平成 18 年７月１日から施行する。

## 奉行丸における軽微な現状変更等についての取り扱い内規

（趣 旨）

文化財保護法 125 条第 1 項、同法施行令第 5 条第 4 項第 1 号ハ（工作物の設置）のうち、奉行丸における軽微な現状変更等の取り扱いについて定めるもの。

（許可の範囲）

1　芝生が痛むような催しは行わない。

2　ステージ・テント・トイレなどはすべて据え置式のものとし、設営にあたって杭打ち掘削など地下に影響を与える行為は行わない。

3　火気の使用については、「熊本城における火気使用の取り扱い内規」に準じる。

4　安全対策について、避難誘導の係を配置したり、防火管理の責任者を設けるなど、万全を期すものとする。

5　電源車を使用する場合は、事前に熊本城総合事務所と協議をし、芝生以外の場所に配置する。

6　物品の販売は行わない。

7　以上の 1 ～ 6 をすべて満たした場合に限り、事務局において現状変更等の許可を行うこととする。

## 熊本城総合事務所が管理する特別史跡内の有料催事の取り扱い内規

（趣　旨）

熊本城総合事務所が管理する特別史跡内の有料催事の取り扱いについて定めるもの。

（許可の範囲）

1　営利を目的としない県・市主催行事に限る。ただし公益性が認められる市共催行事については、この限りではない。

（附　則）

この内規は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

## 奉行丸の使用に関する基本的な考え方

### 1　奉行丸の使用

奉行丸は、一般開放を原則とする。

但し、行事の目的に熊本城の歴史、魅力等を広く伝えることが含まれ、次の２から３に合致する場合、特定の行事のために使用することができるものとする。

なお、特定の企業や法人の営利目的のためには、これを認めない。

### 2　行事の主催者

奉行丸で行う行事は、次の主催者が実施するものに限りこれを認める。

(1) 熊本県又は熊本市が主催する行事

(2) 熊本市が他の事業者と共催で行う行事

(3) 全国的な規模で行われる公共性の高い行事

但し、(3) については、熊本国際観光コンベンション協会の推薦を必要とする。

### 3　安全面の配慮

主催者は、緊急時に備え、避難経路の確保、避難誘導員の配置等安全面の配慮に努めなければならない。

平成 24 年 8 月 22 日から適用する。

備考　24 年 8 月熊本市文化財保護委員会にて了承済み。

24 年 9 月熊本市文化財保護委員会にて修正案了承済み。

なお、2 の (3)「全国的な規模」とは、参加者が広域的・県外との解釈で、九州等でも可と、同保護委員会確認済み。

# 危険木及び桜に関する対応について

資料３

１．危険木の撤去状況

２．桜の補植

３．桜のひこばえ育成

４．撤去により発生した材の活用

令和５年７月
熊本城総合事務所

# １．危険木の撤去状況について

## ○ 危険木とは

- 樹木点検により倒木の恐れがある（D判定）と判定された樹木。
- 来城者の安全確保のため、これまで継続的に撤去を行ってきた。

古城堀端公園の危険木（桜）

## ○これまでに撤去した危険木

- R2年度 11本　R3年度 44本　R4年度 108本　⇒　**計１６３本**

※危険木316本のうち51％完了

## ○ 令和５年度の予定

- **残る危険木１５３本**（うち桜１４５本）の撤去を行い、危険木への対応が完了予定。

※R5年度撤去予定危険木のうち三の丸広場西側の桜4本について、倒木の危険性が非常に高い状況であったため、安全確保の観点から地元自治会へ周知のうえ先行して撤去済。

- 古城堀端公園内の桜（14本）については、倒木の危険性が特に高いため令和5年8月末までに撤去予定。（地元自治会へは周知済み）
- その他の危険木については、地元自治会等へ周知の上、令和5年12月～令和6年3月の期間で撤去予定。

# 1-1．危険木の撤去状況について

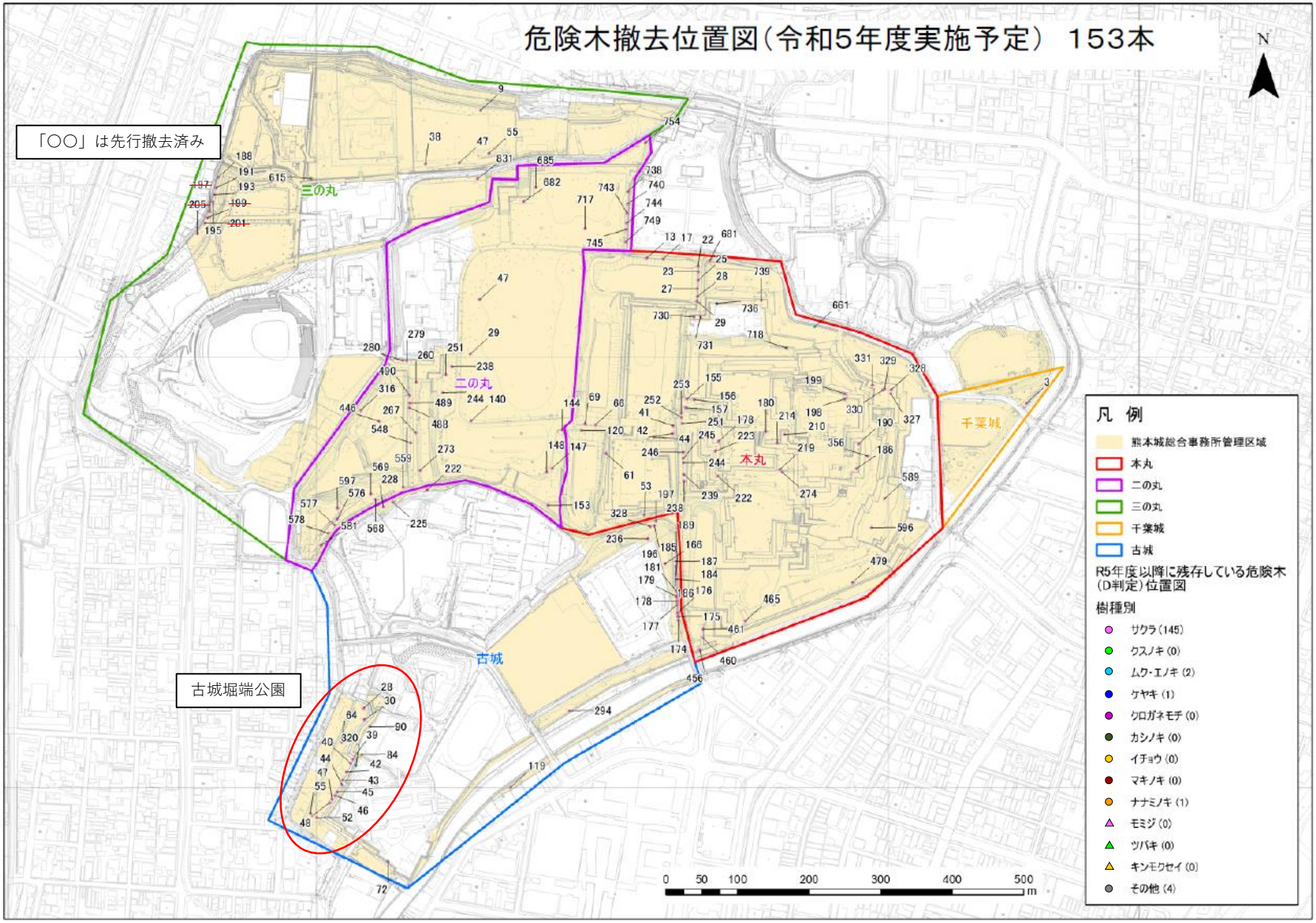

# 2．桜の補植について

**危険木撤去後には、管理方針に基づき桜の補植を行います。**

## ○ 補植箇所

行幸坂、監物台樹木園前、古城堀端公園（詳細位置はP5～8参照）

※ 桜の撤去を行う箇所のうち、遺構に影響が及ばない箇所を選定。文化庁の許可済み。

## ○ 補植間隔

- 現在は植栽間隔が近く、 枝を伸ばせる空間が狭いため隣り合う桜の枝が干渉している。
- 同じ場所に補植しても両側の桜の日陰になり成長できないため、 植栽間隔が10m程度になるように調整しながら植え替えを行う。

## ○ 補植予定本数

行幸坂 7本　監物台樹木園前 3本　古城堀端公園 11本　計21本

※ 樹種は現状に合わせソメイヨシノ、高さは3～4m程度の苗木を予定

## ○ 補植予定時期

令和5年12月～令和6年3月

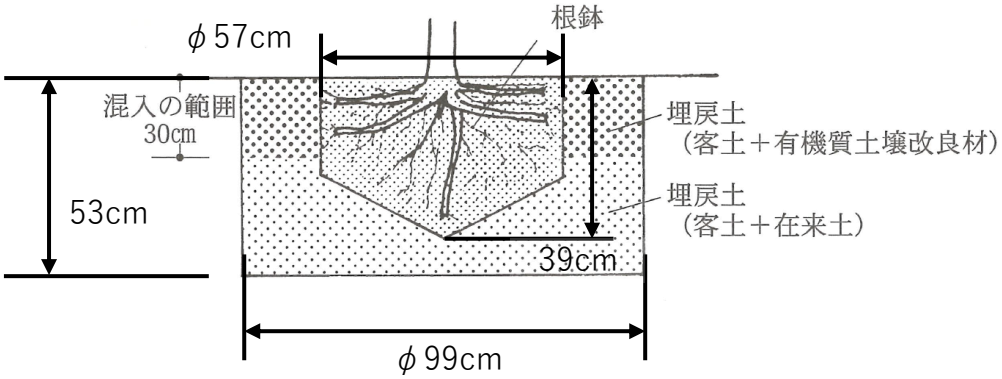


補植イメージ図（樹高３～４ｍ程度）

※出典：造園修景積算の手引き

# 2-1．補植箇所（行幸坂）

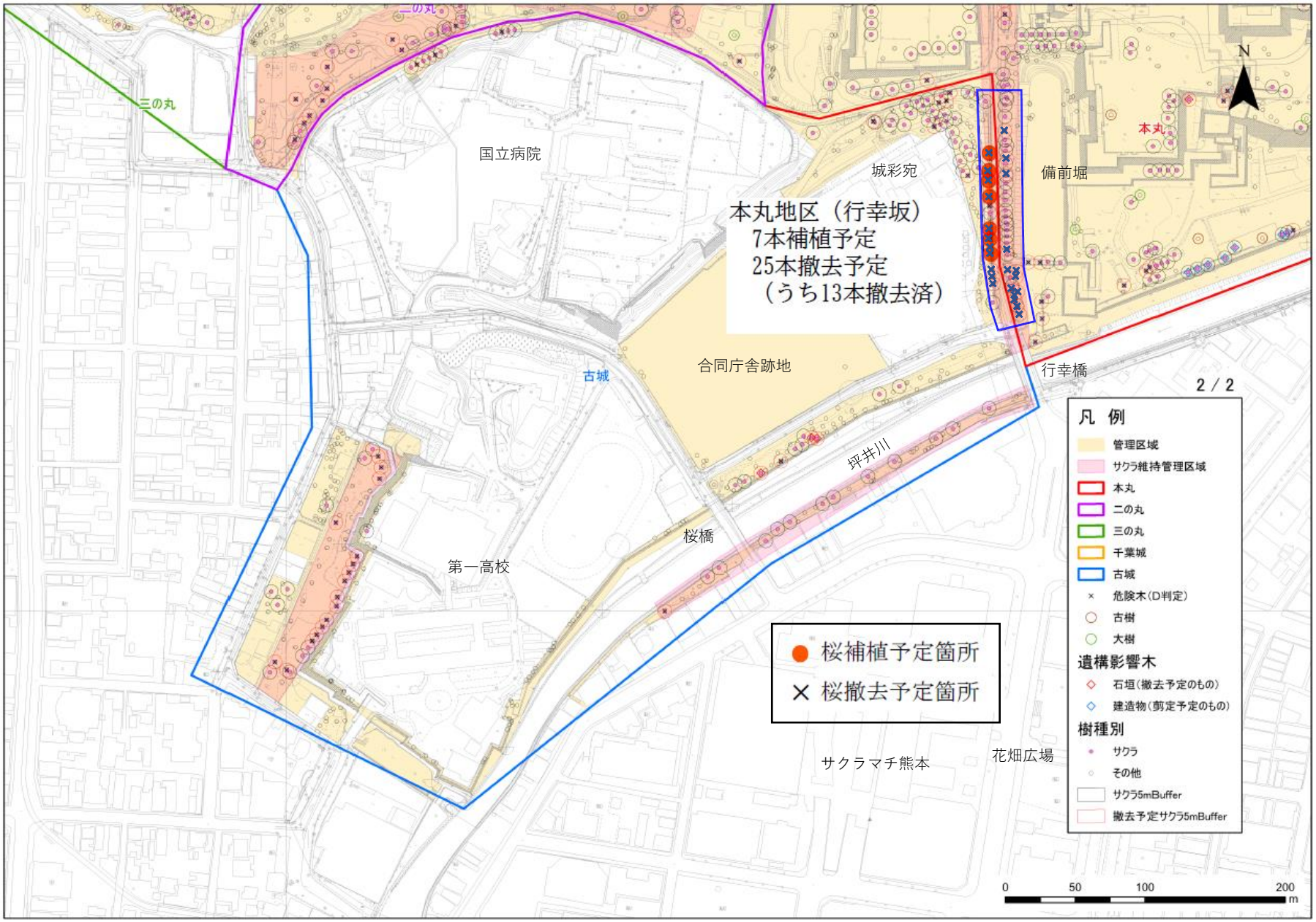
二の丸
三の丸
国立病院
城彩宛
本丸
備前堀
本丸地区（行幸坂）
7本補植予定
25本撤去予定
（うち13本撤去済）
合同庁舎跡地
古城
行幸橋
2 / 2
坪井川
桜橋
第一高校
桜補植予定箇所
桜撤去予定箇所
サクラマチ熊本
花畑広場
凡 例
管理区域
サクラ維持管理区域
本丸
二の丸
三の丸
千葉城
古城
危険木(D判定)
古樹
大樹
遺構影響木
石垣(撤去予定のもの)
建造物(剪定予定のもの)
樹種別
サクラ
その他
サクラ5mBuffer
撤去予定サクラ5mBuffer
0
50
100
200
m

# 2-2．補植箇所（監物台樹木園前）

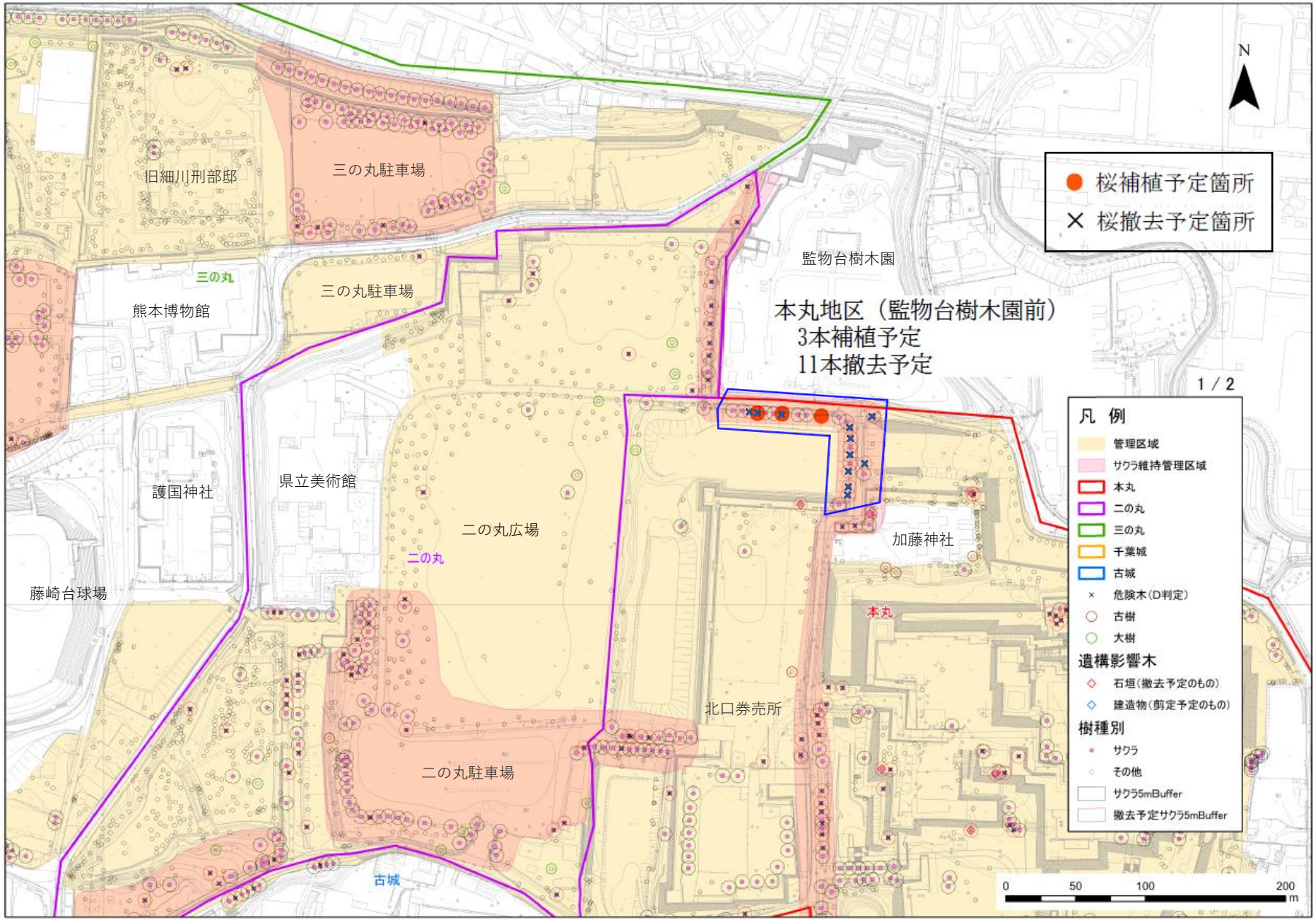

# 2-3．補植箇所（古城堀端公園）

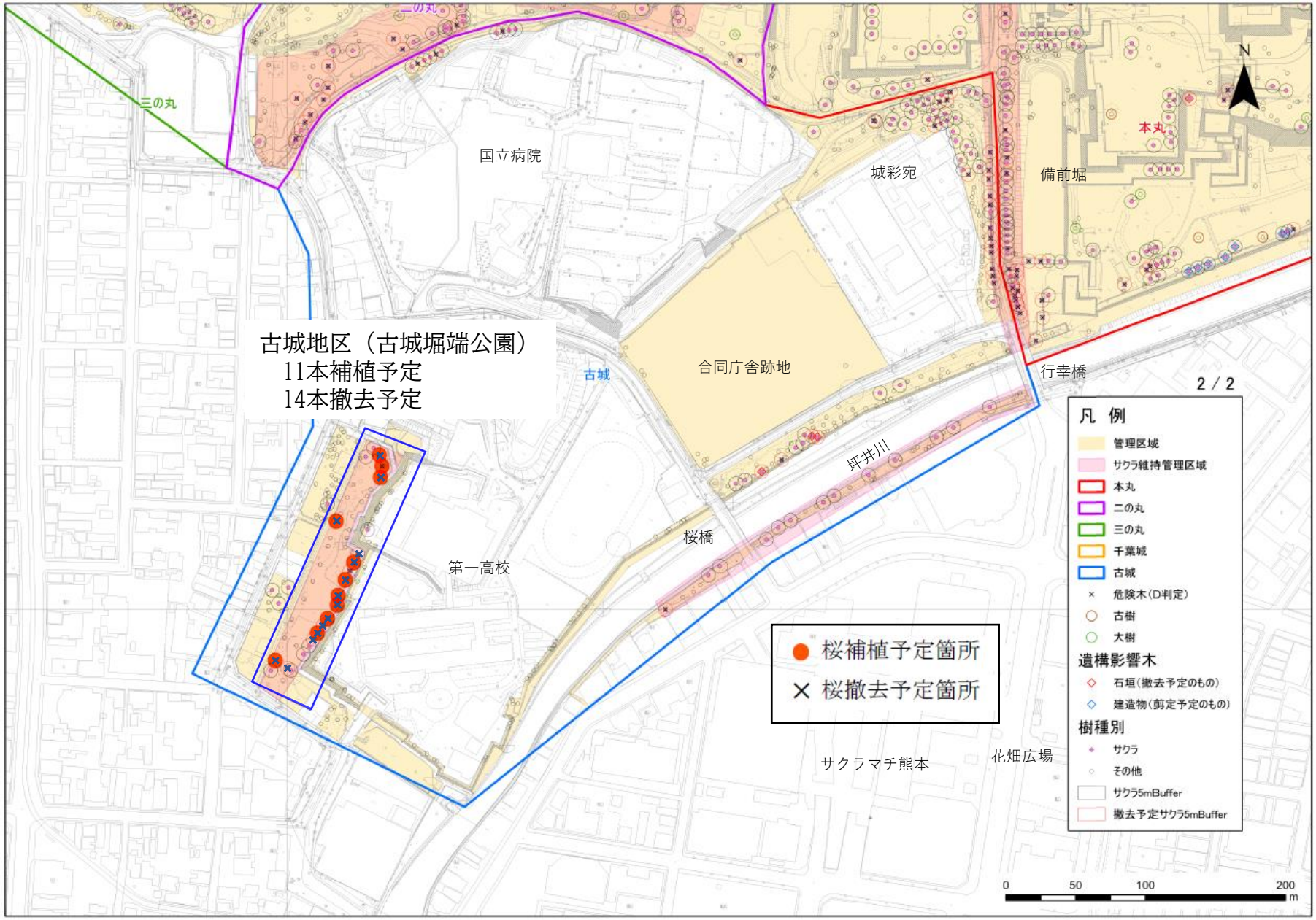

# 3．桜のひこばえ育成について

**補植ができない箇所については、「ひこばえ」の育成を行います。**

※ひこばえ・・・伐った木の切り株から新たに生える芽のこと

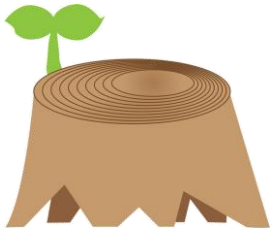

## ○ ひこばえの保護について

- 草刈り時に誤って刈ったり、いたずら等により折られてしまうことを防ぐため、保護柵を設置する。
- 併せて周知看板も設置し、市民・来城者も含めて見守りを行う環境を作る。

## ○ ひこばえの育成について

- ひこばえの育成には専門家の判断が必要であるため、樹木医の知見を活用し管理を行う。
- 育成の際には、相対的に太くて勢いがあり生育が良好と思われるものを２～３本残し、その後の生育状況を見ながら幹の数を調整していく。
- 必要に応じて、枯れ枝処理や栄養剤の散布などを行う。

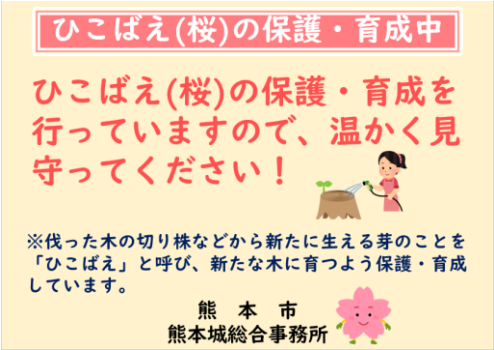


周知看板

ひこばえ育成状況

# ４．撤去により発生した材の活用について

## ○現　状

・これまで熊本城の樹木を撤去した際は処分場に持ち込む等の対応を行ってきたが、今後、多数の危険木や遺構影響木の撤去を進めていくことから、撤去により発生した材※の有効活用を検討している。

※令和５年度は危険木伐採であることから、腐朽等の状態次第では活用不可の部分も多くなる場合もあると想定している

## ○発生材の活用方針

・「熊本城に存在していた樹木」という価値を活かした取組や製品づくりを行うとともに、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや利用の意義について理解を深めるきっかけとする。

## ○活用方法の検討に向けたヒアリング状況

＜ヒアリング済み＞

・教育への活用⇒　熊本県林業振興課、県立熊本工業高校

・製品開発⇒　熊本国際観光コンベンション協会

＜今後の予定＞

・熊本市文化顧問 日比野克彦氏、庁内各課（教育、福祉分野等）、小・中学校、など

＜参考＞熊本城の樹木を活用した事例

**クスノキブロック**（「復興城主」寄附者へのノベルティとして配布）

**しおり**（緑化フェアにおいてアンケート回答者への返礼品として配布）

**ベンチの座板**（老朽化したベンチの座板を製作し城内で活用）

概要版
令和５年２月

# 熊本城
# みどり保存管理計画（抄）

Kumamoto Castle Botanical Conservation and Management Plan

熊本城総合事務所

# 第１章　計画策定の沿革と目的

## 計画策定の背景

### 現在生じている“みどり”に起因する問題

① 樹木が成長し肥大化することで石垣や重要文化財建造物など価値のある文化財を毀損する
② 文化財の姿が遠くから見えづらくなっている
③ 樹木の老齢化や病気などが原因で倒木や枝折れの危険のある樹木が増えている

このような状況を解決するため

本計画において、望ましい**“みどりの管理の在り方”**について方針を定め、計画に基づく**“みどり”**の保存・管理を実施していくために、**“みどり保存管理計画”**を策定することにしました。

## 計画の目的

本計画の上位計画となる「特別史跡熊本城跡保存活用計画（平成30年3月策定）（以下、「保存活用計画」という。）」において、みどりの保存管理については以下の基本方針が定められています。

### ＜緑の保存管理の基本方針＞

緑の保存管理の基本方針

① 貴重な文化財を後世に引き継ぐことを第一とし、景観や適正な緑の確保にも努め、史跡と緑の調和を図る。

② 日常的な点検を充実させ、**遺構の保護、安全の確保、眺望の確保**に配慮した樹木の適切な管理を行う。

③ 熊本城における緑の本質的価値を明らかにするため、江戸時代における樹種やその配置などについて絵図・文献史料の調査・研究を行い、管理に活かす。

（「特別史跡熊本城跡保存活用計画」より抜粋）

上記の基本方針に沿って、本計画の中で、歴史的な“みどり”の調査・研究成果を整理し、“みどり”に関する保存と管理の具体的な方針を定めます。そして、計画に基づき実施していくことで、熊本城の史跡保存や、良好な歴史景観の形成、来城者の安全・安心の確保に努め、総じて**史跡とみどりの調和のとれた美しい熊本城を守り育んでいくこと**が本計画策定の目的となります。

## 計画の適用対象範囲

本計画の適用範囲は、熊本城総合事務所が管理する 区域としています。
（黄色着色部分）

### 本計画で扱う“みどり”の種類

- 高木（樹高3m以上）
- 中木、低木
- 庭園
- 芝生地、草地
- 希少動植物
- 花壇など

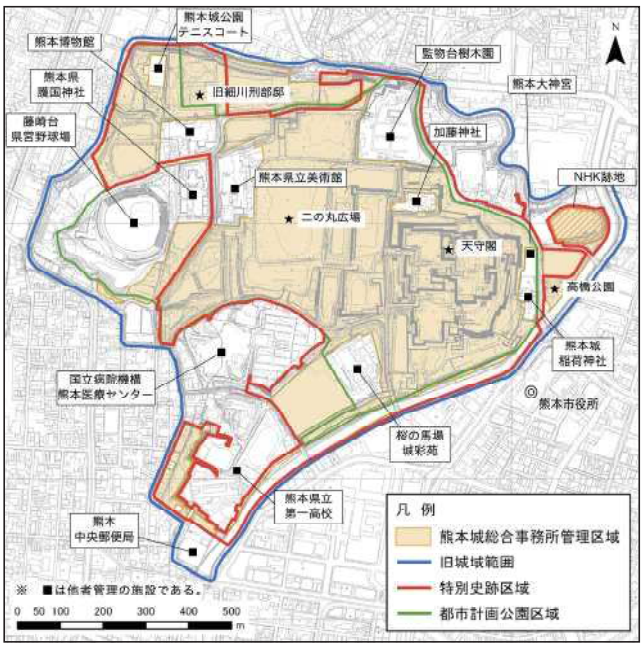


＜計画の適用範囲＞

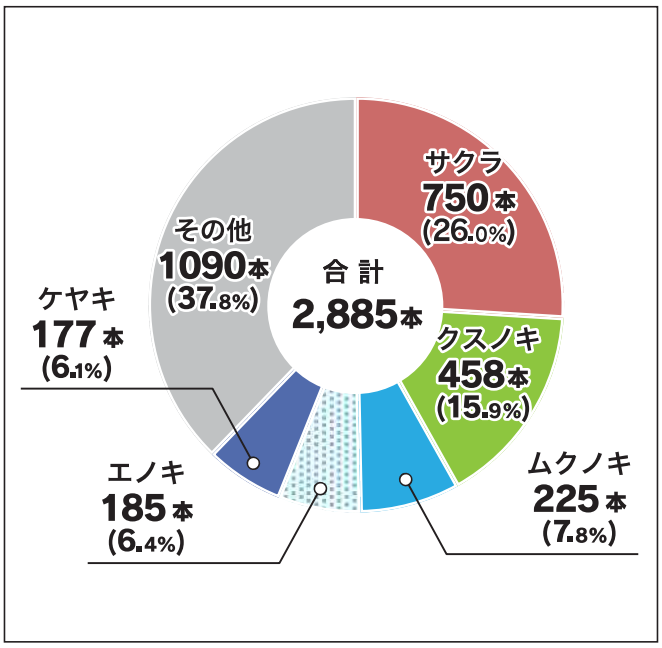


〈 管理区域内に存在する高木（2,885本,86樹種）の内訳 〉

# 第４章　みどりの現状・課題と今後の管理方針

第４章では、熊本城内における樹木（高木・中木・低木）やこれらによって構成される庭園木、草地、花壇といった各種の”みどり”に関する現状と課題を整理し、それを受けて14の管理方針を示します。
※令和2、3年度に実施した樹木医による樹木点検・健全度判定の結果等を踏まえ、みどりの管理方針をまとめました。

## 管理方針 01　来城者の安全確保（危険木への対応）

2頁の保存管理の基本方針②記載項目

樹木医による健全度判定を行ったところ、高木の約１割にあたる322本の危険木が存在することが判明しました。これら危険木は、倒木や枝折れにより、来城者への被害が想定され、最悪の場合、人命を落とすことにもなりかねません。また、遺構に影響を及ぼす危険性も想定されるため、早急な撤去等の措置が必要になります。

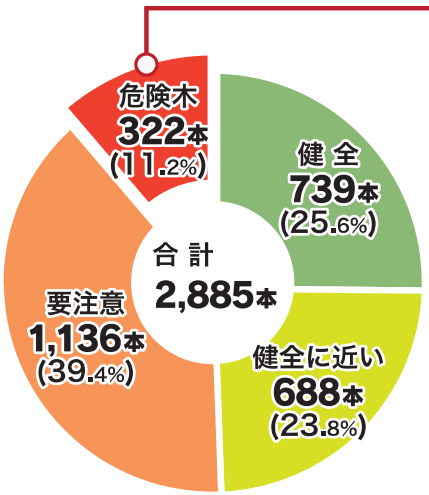


＜健全度判定結果＞

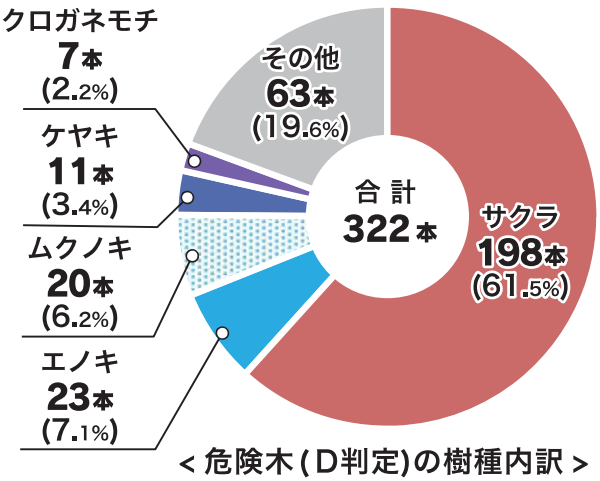


＜危険木（D判定）の樹種内訳＞

### 対応方針

**来城者の安全確保のため危険木撤去を行うとともに、樹木点検を継続的に実施する。**

① 令和２年度の樹木点検で把握された危険木（322本）は原則撤去を行う。ただし、危険木のうち幕末以前から残る樹木(古樹・大樹)６本については、安全確保の手法（支柱や立入り禁止措置）を検討する。

② 樹木点検は今後も継続実施し、危険木や枯れ枝・腐朽枝・かかり枝等の把握に努め、新たに把握された異常に対し、安全確保のために適切な対応（樹木撤去や枝の除去）を行う。

※危険木の位置については、P9の図を参照下さい。

〈 行幸坂の被圧を受けて変形した樹木 〉

〈 幹が空洞化し衰退した樹木 〉

〈 腐朽菌のキノコが着生する樹木 〉

## 管理方針 06 サクラの保護育成

2頁の保存管理の基本方針①記載項目

城内の樹種で一番多いのはサクラであり、750 本（城内樹木の 25%）存在していますが、危険木と判定されたものや衰弱が進行しているものが多いのが現状です。

### 対応方針

**現状では様々な理由から衰弱が進んでいるサクラについて、危険木や遺構影響木のサクラについては撤去を行う必要がある。しかし、サクラの名所としても定着していることから、今後は、遺構保護に十分に配慮する中で、補植を行うことや残ったサクラを健全に育てるための保護育成に努める。**

① “サクラ維持管理区域”を設定し、この区域を中心にサクラの保護育成に取り組む。
② 危険木や遺構影響木にあたるサクラは撤去が必要となるため、これらの補植を検討する。今後補植する際には、ヤマザクラ系を基本としつつ、エリアごとの特色や周辺のサクラの配置も踏まえて品種を選択することも可能とし、景観の継続保持に努める。

＜桜の品種マップ＞

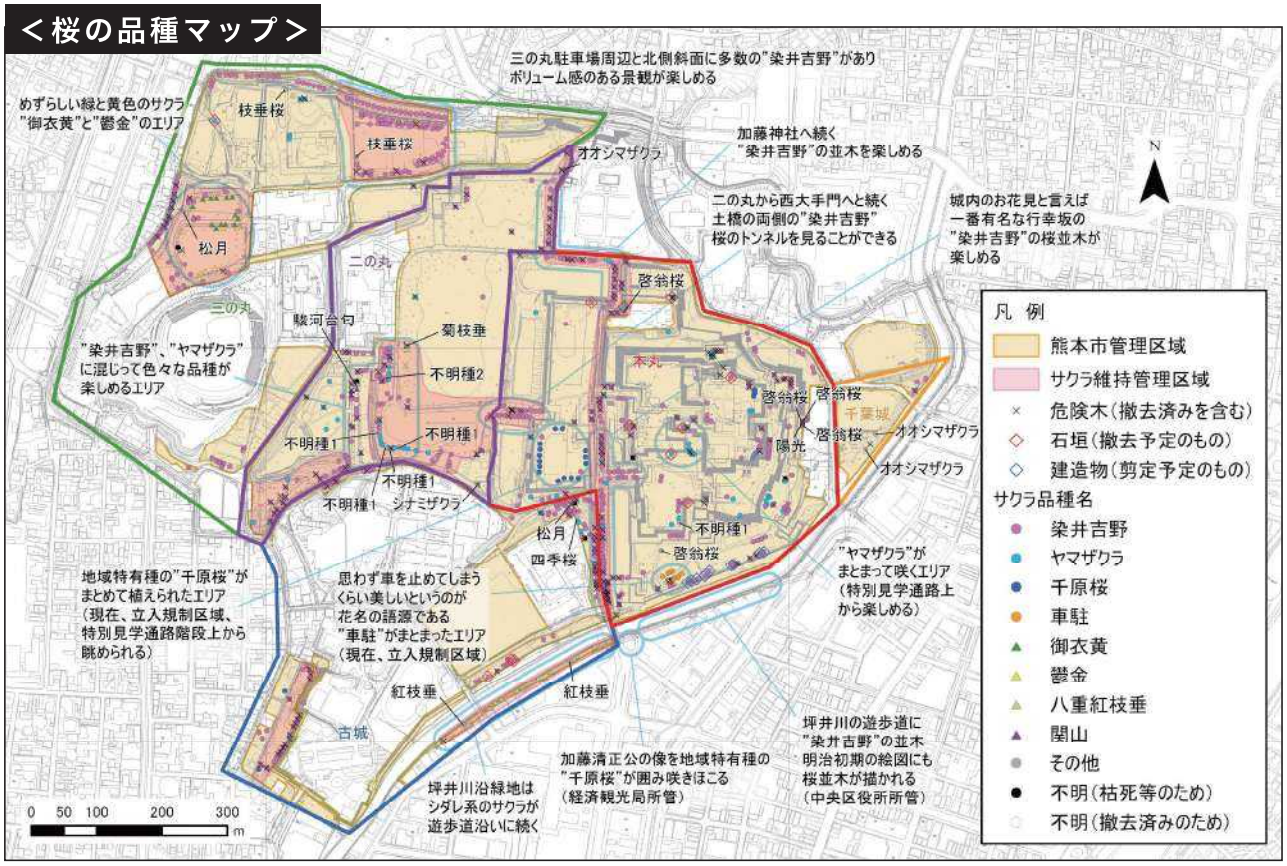


## 管理方針 07 樹木の維持管理手法（健全な樹木管理のために）

城内の樹木を管理するに当たっては樹木に関する知識が必要となるが、職員も数年ごとに異動があり、長く携わり知識を深めることが難しい面もあります。そのため、本計画により将来にわたる事業内容や方針を定め、それに沿った継続的な樹木管理を実施することが大切になります。

### 対応方針

**適切な剪定等維持管理を行うことで、健全な樹木を育てるとともに、美しい熊本城の景観を作っていく。**